

令和4年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎所管事項

- (1) 『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見
への回答について 1
- (2) 『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』
最終案に対する意見」への回答 3
- (3) 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」成案について 5
- (4) 住民避難の支援及び危機管理体制の強化について 30
- (5) ポストコロナを見据えた地域づくりの推進について 43
- (6) 県営都市公園に係る指定管理候補者の選定状況について 45
- (7) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 56
- (8) 審議会等の審議状況について 63

◀別冊▶

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和3年度）及び全期間評価

令和4年10月5日

県 土 整 備 部

◎所管事項説明

- (1) 「『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

『令和4年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見』への回答

【防災県土整備企業常任委員会】

● 施策の取組

みえ元気プラン 施策番号・施策名	主担当部局名	＜参考＞ 県政レポートの 施策番号・施策名	委員会意見	回答
11-1 道路・港湾整備の推進	県土整備部	351 道路網・港湾整備の推進	現在、津駅・四日市駅周辺で行われている道路空間の再編による賑わいの創出については、他の駅においても、基礎自治体と連携し、それぞれしつかりした方向性をもって事業を実施されたい。	現在、津駅・近鉄四日市駅で取り組んでいる状況をみながら、今後どのような将来像をもって展開していくのか、地域の特性や実情、市町の意向をふまえていきまします。

(2) 「『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』
及び『みえ元気プラン（仮称）』最終案
に対する意見」への回答

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
1-3	災害に強い県土づくり	県土整備部	<p>現在試行段階の雨水浸透柵については、費用対効果があるのであれば進めて欲しい。</p> <p>治山治水のために、森林整備は重要である。間伐材が放置されないよう、災害対策としての面からも、農林水産部と連携して間伐材の利活用を進められたい。</p>	<p>雨水浸透柵は、費用対効果については定量的に示すことは難しいところがありますが、一方で、定性的な効果もあることから、取組を進めていきます。</p> <p>間伐材については、農林水産部と連携し、公共工事における積極的な利活用の促進を図っていきます。</p>
11-1	道路・港湾整備の推進	県土整備部	<p>住民とともに実施する緑化活動についても、KPIの1つとして検討されたい。</p>	<p>これまで、住民参画による道路等の美化ボランティア事業、地域住民と協働した花植え活動の取組を行っており、住民との緑化活動の協働を推進するため、適切なKPIを追加しました。</p>
番号	行政運営の取組名	主担当部局	委員会意見	回答
行政運営7	公共事業推進の支援	県土整備部	<p>担い手対策としての週休二日制工事の推進にあたっては、業者にメリットを設けるなど、着実に実行されるよう検討されたい。</p>	<p>週休二日制工事については、令和2年度から4週8休を達成した場合には、工事成績評定より加点評価しています。今後は、業界と意見交換を行いながら、総合評価方式での加点についても検討します。</p>

(3)「強じんな美し国ビジョンみえ」及び
「みえ元気プラン」成案について

(1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

現状

今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生が予想される南海トラフ地震においては、県内で最大約 53,000 人の死者が生じると予想されています。また、年々勢力を増す台風や豪雨による水害や土砂災害などは、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

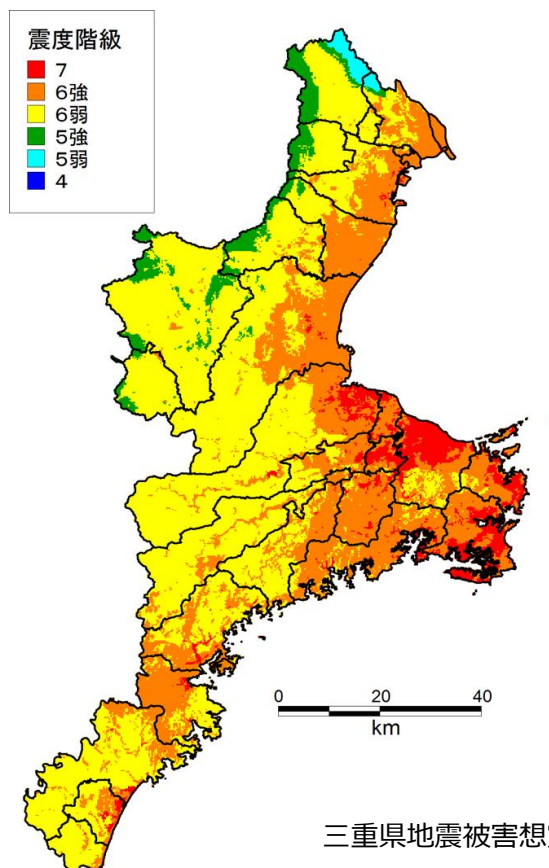
大規模な災害が発生すると、生活基盤がダメージを受け、これまで当たり前享受していた快適な日常生活を送ることができなくなります。誰もが抱えている災害への不安に対して、しっかりと備えを進めておくことは災害発生時だけでなく、普段の暮らしにおいても、県民の皆さんが安全・安心を感じることにつながり、このことは三重を訪れる人にとっても同じです。

災害の発生そのものを抑制することはできませんが、災害の発生前から事前に対策を講じることで、被害の拡大を防ぐことはできます。また、大規模な災害が発生した際、その対応は多岐にわたることから防災・減災対策はできる限り多面的に取り組む必要があります。

【南海トラフ地震の震度予測図】

理論上最大クラス*の南海トラフ地震が発生した場合、県内の震度は下記の図のとおりとなることが想定されています。

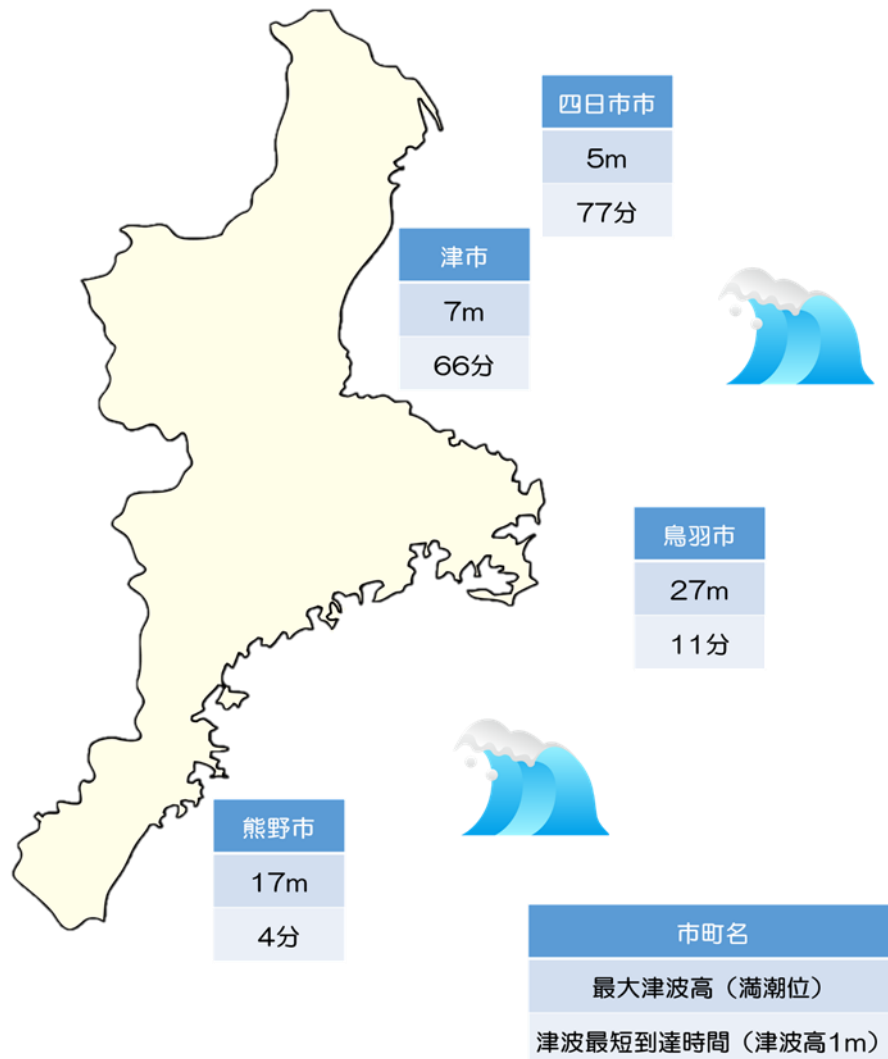
県内のほぼ全域で震度6弱以上、また県南部の大半と人口が集中する伊勢湾岸部では震度6強が想定されています。また、伊勢志摩地域沿岸部を中心として、震度7が想定されています。



※これまでおおむね100年～150年間隔で実際に発生してきた「過去最大クラスの南海トラフ地震」とは異なり、発生する確率は極めて低いですが、あらゆる可能性を科学的見地から考慮し理論上は起こり得る南海トラフ地震。

【南海トラフ地震による津波想定】

理論上最大クラスの南海トラフ地震を想定した場合の県内の最大津波高は、伊勢湾内で4～10m、熊野灘沿岸で15m以上となっており、一部地域では20mを超える津波も想定されます。



内閣府の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）をもとに作成

【南海トラフ地震における県内の最大被害想定】

項目	被害想定
死者数 (うち津波による死者数)	約53,000人 (約42,000人)
負傷者数	約62,000人
避難者数 ※発災1日後	約757,000人

・理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、県内の被害想定は左記の表のとおりとなっており、大きな被害をもたらすことが予想されています。

三重県地震被害想定調査結果より

【発生の切迫性が高まる南海トラフ地震】

1361	正平地震
1498	明応地震
1605	慶長地震
1707	宝永地震
1854	安政地震
1944	昭和東南海地震
1946	昭和南海地震

・本県に大きな被害をもたらした大規模地震は約90～150年の間隔で発生しています。

・前回の昭和東南海地震及び昭和南海地震から令和4年（2022年）で約80年が経過することとなります。



南海トラフ地震発生の切迫性が今後より高まっています

【高まる風水害のリスク】

近年、全国で水害や土砂災害が頻発・激甚化しており、県内でも記録的短時間大雨情報が毎年のように発表されるなど、風水害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況です。

県内で発表された 記録的短時間大雨情報 (120mm/h以上)		全国で毎年のように発生している 風水害	
2012～2018	発表なし	2019	房総半島台風(第15号) 東日本台風(第19号)
2019	4日(9回)	2020	令和2年7月豪雨
2020	2日(5回)	2021	伊豆山土石流災害
2021	3日(4回)		

課題

南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害など大規模な災害が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況が続いています。県民の皆さんの命を守ることを第一に、「平時における人材育成とハード整備」「救助・避難」「復旧」のそれぞれのフェーズにおける課題を整理し、事前の対策に万全を期すことが必要です。

平時における人材育成とハード整備

- ・県民の防災意識を高めるとともに、防災人材の育成・活用など、地域防災力の向上に向けた取組を進める必要があります。
- ・大規模災害の被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる強靱な県土を実現するため、道路・河川などのインフラ整備により耐災害性を強化するとともに、急速な老朽化の進行で生じる機能低下を防ぐことが必要です。

発災

- ・大規模災害発生時は初動対応がその後の対策の成否を分けることから、災害への即応力をさらに強化していく必要があります。

救助・避難

- ・被災した県民を必ず救助し支援できるよう、国、市町、災害時の救助を担う自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等と連携し、災害対応力のさらなる向上を図っていく必要があります。
- ・災害時に第一線で対応を行う市町と一体となった災害対策活動を実施する必要があります。
- ・県民の適切な避難行動に向けた取組を促進するとともに、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の避難対策を進める必要があります。さらに、避難所に避難した後も健康で安心して過ごせるよう、適切な避難所の環境と運営を確保する必要があります。
- ・南海トラフ地震発生時には、約 156,000 人の帰宅困難者が生じると想定されており、通勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合の混乱回避のための取組が必要です。



総合防災訓練の様子

復旧

- ・災害の発生により道路網が損傷すると、被災者の緊急搬送や必要な物資の輸送などに支障をきたすことから、緊急輸送機能の確保が必要となります。
- ・大規模災害発生時には甚大な量の災害廃棄物が発生し、早期の復旧・復興を計る上で課題となっています。大規模災害に備え、災害廃棄物が迅速に処理できるよう災害廃棄物対策の強化・充実が必要となっています。

取組方向

- ・南海トラフ地震や頻発・激甚化する豪雨災害等の大規模災害に備え、県民の皆さんの命と暮らしの安全・安心を守るため、国、市町、関係機関等と連携し、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策の取組、県土の強靱化対策を一層推進していきます。
- ・何よりも守るべきものは県民の皆さんの命であり、「平時における人材育成とハード整備」「救助・避難」「復旧」のそれぞれのフェーズにおいて尊い命に直結する取組を強化します。

ソフト面

公助
⇒災害対応力の向上
自助・共助
⇒地域防災力の向上



ハード面

災害防止施設の整備
各種インフラの耐震対策・老朽化対策



県民の皆さんの
命と暮らしの
安全・安心

【ソフト面】

- ・大学生など次代を担う若者を防災人材として育成し、育成した学生が若年層の防災意識向上を図るとともに、他の若者を巻き込んで地域で防災活動を行うことにより、災害に強い地域づくりを進めます。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携して、シンポジウム等による啓発に取り組むことで県民の防災意識の醸成を図ります。



【ハード面】

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を活用し、激甚化・頻発化する災害に対応した道路、河川、ため池などインフラの耐震化や浸水・土砂流出の防止対策、老朽化対策等を加速します。また、インフラ管理者以外の関係者との協働や、インフラへのICT等の新技術の導入を本格的に展開します。

（具体的な取組）

- ・最大級の地震に対応した緊急輸送道路の橋梁、河川・海岸堤防、ため池等の耐震補強
- ・最近の豪雨等に対応した河川・海岸堤防、砂防堰堤の整備、堆積土砂の撤去
- ・長寿命化のための予防保全も含めた老朽化対策
- ・あらゆる関係者が協働する「流域治水」の本格的な展開
- ・道路・河川のリアルタイム観測機器や生態系を活用したグリーンインフラなど新技術の導入



橋脚の補強
一般国道306号 菰野大橋（菰野町）

平時における人材育成とハード整備

発災

【ソフト面】

・情報収集力や分析・対策立案力、災害対策活動のオペレーション機能のさらなる強化と人材の育成に取り組むとともに、国、市町、災害時の救助を担う自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等と連携し、大規模かつ実践的な訓練に取り組めます。



・災害発生時に第一線で対応を行う市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、市町が実施する図上訓練や災害対応マニュアル等の整備について支援するとともに、災害発生時に職員を市町へ派遣し、市町災害対策本部の運営を支援することで、県と市町が一体となった災害対策活動をより一層推進します。

・新たなデジタル技術も活用しながら、適切な避難に必要となるきめ細かな防災情報をSNSなど多様な媒体でより迅速に提供します。

・夜間など避難が困難な状況であっても確実に避難できる体制を確立するため、夜間の避難を想定した訓練や避難路の確認等の取組を行う市町を支援します。

・避難行動要支援者の個別避難計画の作成やあらゆる避難者に配慮した避難所運営など、適切な避難行動に向けた市町の取組を支援します。

・通勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合には、公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生と混乱を防止するため、企業等に従業員をとどめる環境の整備と一斉帰宅の抑制を働きかけます。

・災害時の徒歩帰宅者に水やトイレを提供するなどの支援を行う「災害時帰宅支援ステーション」の拡充に努めます。

【ハード面】

・津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備など、津波浸水想定区域内の全ての要避難者が確実に避難できるよう、市町の対策を支援します。

・機動的かつ長期間の災害対応を実施できるオペレーション機能の強化を図るため、災害対策本部オペレーションルームの設置に向けた検討を進めます。



津波避難タワー（イメージ）

・災害発生により道路網の通行に支障が生じ、広域防災拠点や災害拠点病院の活動に支障が生じないように、緊急輸送・搬送ネットワークを確保します。

・災害廃棄物処理に精通した県や市町の人材の育成、廃棄物処理施設の強靱化や仮置場候補地の選定の促進、平時からの国や市町・廃棄物関係団体等との連携等の取組を進め、発災時における災害廃棄物の迅速な処理を促進します。

施策1-3 災害に強い県土づくり

施策の目標

(めざす姿)

河川整備や堆積土砂の撤去に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトが進んでいます。

土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守る堰堤等の整備が進み、特に要配慮者利用施設等の保全が進んでいます。また、盛土災害を防止する通報体制の整備や、山地災害危険地区における治山施設整備が進んでいます。

大規模地震発生後の津波等による被害軽減のため、海拔0m地帯等における河川・海岸堤防や大型水門等の耐震対策が進んでいます。

災害直後から緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、大規模地震後もすぐに通れる橋、土砂崩れのない道路等の整備が進んでいます。

河川監視カメラ等の配備拡充による被災情報の迅速な把握や、新規導入した排水ポンプ車など初動体制が強化されています。

定期点検に基づく適切なメンテナンスにより、災害時・平常時を問わずインフラの機能が確保されています。

(課題の概要)

豪雨等が頻発化・激甚化する中で、県内河川は雨水の流下能力が未だ不十分な現状に加え、土砂の堆積により流れが阻害され、浸水被害が多発するリスクが高まります。加えて、山地では土砂崩れも増加し、周辺の社会福祉施設を含めた住民への被害が生じるリスクが高まります。

強い台風の増加による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定される中で、堤防や水門等が強い地震動や高潮・津波に対応できず広範囲で被害が生じるリスクが高まります。

大規模災害時に緊急輸送道路の通行が不能となり、物資輸送や復旧・復興に大きな支障を及ぼします。

急速なインフラの老朽化により、災害に対する機能が低下し、小規模な災害でも大きな被害が生じるリスクが高まります。

現状と課題

- 三重県において大きな被害をもたらした紀伊半島大水害をはじめ、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など激甚化・頻発化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。これらの防災・減災対策の必要性は依然として高く、さらなる推進が求められています。
- 気候変動に伴い激甚化・頻発化する水災害から県民の皆さんの生命・財産・暮らしを守るため、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域としてとらえ、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を本格的に展開することが必要です。また、気候変動による降雨量の増加をふまえた河川計画の見直しや生態系を活用したグリーンインフラの展開が求められています。
- 豪雨等によるがけ崩れや土石流など土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守るための土砂災害防止施設の整備を進めています。特に自力避難が困難な人々が利用する要配慮者利用施設や避難所を保全対象としている箇所への整備が求められています。一方で、令和3（2021）年7月に静岡県熱海市において違法な盛土に起因する土砂災害が発生したことから、盛土による災害を防止する対策が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、確実に通行できる緊急輸送道路が求められています。緊急輸送道路の中には大規模災害時に被災するおそれがある場所や車両のすれ違いが困難な区間があり、これらの箇所の対策が求められています。
- 建設後50年を超えるインフラ施設が急速に増加し、劣化による機能低下が懸念される中、将来にわたる必要なインフラ機能の確保に向けてメンテナンスサイクルの取組を進めています。今後も、このサイクルを持続的かつ着実に実施し、安全性を確保していくとともに、将来的に増加するメンテナンスコストの縮減・平準化を一層図る必要があります。

取組方向**■ 基本事業1： 流域治水の推進**

河川整備や河川の流れをよくする河川内堆積土砂の撤去を進めます。また、流域の市町が実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導のほか、民間企業等が実施する利水ダムの事前放流等、水害を軽減するための対策をあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水プロジェクトを進めます。さらに、気候変動を考慮した河川整備計画等の見直しやグリーンインフラによる雨水貯留・浸透に取り組みます。

■ 基本事業2： 土砂災害対策の推進

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、特に自力での避難が困難な要配慮者が利用する施設や避難所の保全を重点的に取り組むとともに、警戒避難体制の整備に取り組みます。また、違法な盛土の対応として砂防指定地等における違反行為への行政指導や住民からの通報対応等を強化します。

■ 基本事業3： 山地災害対策の推進

土砂流出の防止や山腹斜面の安定を目的とする治山ダムなど治山施設の効果的な整備や計画的な老朽化対策に取り組むとともに、水源かん養や土砂災害防止などの公益的機能が低下した森林の整備を進めます。

■ 基本事業4： 高潮・地震・津波対策の推進

高潮、地震、津波による浸水被害を軽減するために、住民の素早い避難活動を促すため、ソフト対策として高潮浸水想定区域の指定に取り組みます。また、高潮災害防止のための堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防の耐震化、粘り強い構造とする施設整備等に取り組みます。

■ 基本事業5： 緊急輸送道路等の機能確保

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅を拡幅する対策に取り組みます。

■ 基本事業6： インフラ危機管理体制の強化

大規模災害への備えとして、河川監視カメラ・水位計等の配備拡充、災害コントロールルームの高度化や排水ポンプ車の配備、現場で実動訓練を重ねる等、被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する危機管理体制の強化に取り組みます。

■ 基本事業7： インフラの老朽化対策の推進

県民の皆さんの生命・財産を守り、経済活動を支えるとともに、災害時・平常時を問わず、安全・安心な道路や河川などのインフラ機能が確保されようメンテナンスサイクルを着実に実施するとともにインフラの老朽化対策に係る取組を進めています。

政策1 防災・減災、県土の強靱化
 主担当部局：県土整備部

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量(累計)	270万m3 東京ドーム 0.3杯分	185万m3 東京ドーム 1.0杯分 40%削減	河川の流れを阻害する堆積土砂量 ()は平成30(2018)年度末の堆積量に対する削減の数値
要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率	—	63%	事業実施個所のうち要配慮者利用施設および避難所を保全する施設整備(30箇所)の事業完了の割合
市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率	45%	100%	ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報を掲載した市町の割合 (掲載市町/全体11市町)
大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	91%	100%	緊急輸送道路に架かる橋梁のうち、大規模地震でも致命的な損傷にならないように補強された橋の割合
被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築	パトロールや住民などからの通報を中心とする情報収集	道路・河川の重点監視箇所における画像情報の集中監視体制の完成	道路・河川の重点監視箇所への監視カメラとコントロールルームの設置状況
橋梁の修繕完了率	100%	100%	定期点検で早期措置(健全性区分Ⅲ)と診断された橋梁のうち、次回点検までに措置を完了した橋梁の割合

施策 11-1 道路・港湾整備の推進

施策の目標

(めざす姿)

高規格道路では、東海環状自動車道の全線開通や、新宮紀宝道路の開通のほか、直轄国道でも中勢バイパスが全線開通するなど、県内外を貫く南北軸が強化・延伸され、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

県管理道路では、磯部バイパスが完成するなど、地域間交流の促進や観光復興に向けた動きにつながるとともに、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活交通の円滑性の確保が進んでいます。

リニアによる交通革新や高速道路ネットワークの進展をふまえ、総合交通ターミナルの整備を賑わい・防災空間の創出とともに展開しています。

千葉県八街市の通学路の死傷事故をふまえた交通安全対策が全て完了するとともに、通学路交通安全プログラムに位置づけられた箇所も概成しています。また、区画線などの道路の着実な維持管理に取り組むとともに、AIを活用した交通観測体制の拡充により、県民の皆さんが安全で快適に道路を利用しています。

街並みに調和した景観や交通安全などの機能に応じた街路樹の剪定や花植え活動などにより、良好な空間が形成されるとともに、道路施設の脱炭素へ向けた持続的な管理も進んでいます。

港湾では、岸壁や航路等の着実な維持管理により安全な利用を確保するとともに、脱炭素化や船舶の大型化への対応、クルーズ船寄港誘致など港湾の利活用を促進する官民連携のプロジェクトが進んでいます。

(課題の概要)

高規格道路等のミッシングリンクや渋滞区間の存在により、県内各地域における社会・経済活動の支障となり、企業進出や観光誘客等に多大な影響を及ぼします。県管理道路の整備は、混雑状況や車道幅員など他県から大きく遅れており、地域間交流や安全・安心な生活への支障となります。

公共交通と道路ネットワークの連携を強化する拠点の不足により、今後のリニアの開業に伴う効果の発現や中心市街地の活性化等への支障となります。

道路空間の安全性など機能改善が求められる中で、通学路の対策の遅延や区画線の剥離等の進行により県民生活へのリスクが高まります。また、街路樹等の魅力が乏しい道路空間の存在により、生活の豊かさや来街者へのサービス等が損なわれます。

県管理港湾における貨物量の更なる減少により、背後地も含めた地域の雇用や経済活動に大きな影響が生じます。

現状と課題

- 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通をはじめ、多くの幹線道路等の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなど整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震等への備えなど多くの課題があります。引き続き幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を推進していく必要があります。
- コロナ時代の社会変容に対応し、インフラの新たな価値を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現のため、道路空間の再編による賑わいの創出や観光の復興に向けた道路整備により、ポストコロナを見据えた地域づくりを推進する必要があります。
- 通学児童等の安全確保が全国的な課題となっている中、歩行者等の安全・安心を確保するための取組を一層進めていく必要があります。また、道路を安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化が進行する舗装等の道路施設について、着実に修繕を進めるとともに、剥離が進行する路面標示については、一定の水準の確保・定常化を図る必要があります。さらに、平常時・災害時を含めた道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIの活用を進めていく必要があります。
- 県管理港湾は老朽化が進行するとともに、近年、尾鷲港をはじめ取扱貨物量が減少傾向にあります。このため、港湾の背後地に集積する企業や市町等と連携し、港湾の脱炭素化に向けた取組や地域産品の輸送、観光・レジャーを通じた交流人口の拡大など、地域が元気になる取組を支援する必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 高規格道路および直轄国道の整備促進

リニア三重県駅の開業も見据え、地域の経済活動や県内外からの集客・交流等を支えるとともに、地域のさらなる安全・安心の向上をめざし、県土の南北軸となる東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線等の延伸・強化、東西軸となる鈴鹿亀山道路等の整備を推進します。また、新たな幹線道路ネットワークの構築をめざし、名神名阪連絡道路の事業化に向けた取組を進めます。

■ 基本事業2： 県管理道路の整備推進

高速道路および国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークや観光復興に向けたアクセス道路の整備として、伊勢志摩連絡道路等の整備を進めます。また、生活道路で車両のすれ違いが困難な箇所解消などに向けて、県管理道路の整備を着実に進めます。

■ 基本事業3： 交通拠点の機能強化

リニア中央新幹線の開業による効果を広域的に波及させるため、鉄道と高速バスのクロスポイントを中心に、利便性の高い総合交通ターミナルの整備を推進します。高速バス路線が集中する「近鉄四日市駅」、「津駅」より着手し、他の地域への展開を検討します。また、駅周辺地域における道路空間の再編など、賑わいの創出や公共交通の利便性の向上を社会実験も含めて進めます。

■ 基本事業4： 交通安全対策の着実な推進

千葉県八街市の事故をふまえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対策箇所について、通学児童など歩行者等の安全確保を図るため、速効対策等も講じながら、関係者とスピード感を持って交通安全対策を進めます。

■ 基本事業5： 適切な道路の維持管理

舗装等の道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、計画的な点検、着実な修繕を進めるとともに、剥離が進行する路面標示については、高耐久性塗料の導入も視野に入れながら一定の水準を確保し、定常化を図ります。さらに、道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、ICTやAIを活用したモニタリング体制の拡充や点検の高度化などを進めます。

■ 基本事業6： 道路空間におけるグリーン化の推進

気候変動への対応や良好な沿道環境の保全などをふまえた持続的な維持管理を実現するため、トンネル照明灯のLED化や景観等に配慮した街路樹管理、県民の皆さんと協働した花植え活動など、道路空間におけるグリーン化を進めます。

■ 基本事業7： 県管理港湾の機能充実

港湾の利活用に関わる部局を横断した取組の連携の強化や、多様な関係者と協働し共に港湾への新たな価値を創造するため、新たに「三重県港湾みらい共創本部」を設置し、脱炭素化、地域産業の活性化、観光活性化の観点から、各港湾におけるプロジェクト計画を策定し、官民連携でのプロジェクトを推進します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通	〈県内〉 新四日市 JCT ～大安 IC 間 7.8km	〈全線開通〉 県内 23.3km 全体 153km	東海環状自動車道の県内区間(新四日市 JCT～県境:23.3km)の開通
伊勢・志摩地域の交流を促進するネットワーク整備	磯部 BP 事業中 第2伊勢道路/ 鵜方磯部 BP 供用済	磯部 BP 開通 伊勢志摩連絡 道路の全線開 通(20km)	高速道路と志摩地域の観光リゾート拠点を結ぶ伊勢志摩連絡道路の一部(磯部 BP L=2.5km)が完成
リニアをふまえた総合交通ターミナルの整備	近鉄四日市駅 周辺での事業 着手/津駅周 辺での整備方 針の策定	県内の総合交 通ターミナル計 画の策定およ び近鉄四日市・ 津駅での整備 推進	新広域道路交通計画(交通拠点計画)に基づく整備推進
危険な通学路の交通安全対策が完了した割合	30%	100%	令和3(2021)年6月に千葉県八街市の通学路で発生した死傷事故をふまえた合同点検の要対策箇所のうち、対策を完了した割合
道路区画線の引き直し	剥離度Ⅱ以内 の水準の維持	剥離度Ⅱ以内 の水準の維持 および白線の 高耐久化	高耐久性の白線を活用しながら視認性の高い状態を定常化
トンネル照明のLED化によるCO ₂ 排出量の削減割合	28%削減 (CO ₂ 排出量 1,150t/年)	40%削減 (CO ₂ 排出量 950t/年)	県が管理するトンネル照明のLED化による年間CO ₂ 排出量の削減割合 ※平成30(2018)年度比較
県民の皆さんとともに進める緑化活動の参加人数(累計)	—	23,000人	道路、河川等のインフラを舞台とした緑化活動に県民の皆さんが参加した累計人数
重要港湾の脱炭素化に関する計画の策定	—	CNP計画に 基づく事業に 一部着手	令和3(2021)年度に国により示されたカーボンニュートラルポート(CNP)形成計画策定マニュアルに基づく策定

施策 11-3 安全で快適な住まいまちづくり

施策の目標

(めざす姿)

令和2(2020)年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき、市町が策定した立地適正化計画等により、都市機能・居住機能の誘導や災害リスクが高いエリアの土地利用規制が行われ、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりが進んでいます。また緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策が進むとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりが広がっています。

熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などワーケーションの推進に必要な公園整備や鈴鹿青少年の森における Park-PFI 手法などを活用した公園整備が進み、新たな賑わいを創出する場が整備されています。

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底、適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地が確保されています。また、住宅・建築物の耐震化の促進により、地震災害に対するまちの安全性が向上しています。

空き家の活用や危険空き家の除却が促進され、空き家の増加が抑制されています。また、県営住宅の計画的な改修や民間賃貸住宅の確保により高齢者や子育て世帯等の居住支援体制の充実が進んでいます。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅が普及しています。

(課題の概要)

市街地の拡大や人口減少により、低密度な市街地が形成され、地域活力の低下や生活サービスの維持が困難になるとともに、災害リスクの高い市街地エリアが存在し、まちの賑わいが失われています。

耐震性のない建築物が多数存在することや住環境に悪影響を及ぼす空き家が増加することなどにより、安全で快適な住環境の確保が困難になります。

現状と課題

- 市街地の拡大や人口減少により、低密度な市街地が形成される状況となっており、地域活力の低下や生活サービスの維持が困難になることが懸念されています。このため、効率的で利便性が高い持続可能なまちづくりを進める必要があります。また、激甚化・頻発化する豪雨や南海トラフ地震等の大規模自然災害による被害を低減し、県民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進める必要があります。
- 令和2(2020)年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき都市基盤の整備を進めていますが、ポストコロナを見据え、交流人口の拡大に向けた新たな賑わいを創出するための公園整備を進めていくことが必要です。
- 安全・安心な建築物、宅地の確保を図るため、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可、指導等を適確に行う必要があります。また、南海トラフ地震の発生が危惧されることから、住宅・建築物の耐震化の取組を進め、地震災害に対するまちの安全性を確保する必要があります。
- 周辺の住環境に悪影響を及ぼす空き家の増加は大きな社会問題となっており、空き家の適正管理等の啓発や空き家の利活用、危険空き家の除却などへの支援が必要です。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の増加が見込まれることから、受け皿となる県営住宅の計画的な改修のほか、民間賃貸住宅の確保や支援体制の充実を図る必要があります。さらに、2050年カーボンニュートラルの実現のため、住宅分野においても一層省エネルギー対策を進める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

市町の立地適正化計画策定やまちづくりに資する関連事業を支援し、都市機能(医療・福祉・商業施設)の市街地中心部等への誘導や居住機能の公共交通沿線地域等への誘導、災害の危険性が高いエリアの土地利用規制を行うことで、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進します。また、緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策を実施するとともに、魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導に取り組みます。

■ 基本事業2：都市基盤整備の推進

広域的な集客力を強化し観光誘客を促進するため、ワーケーションの推進に必要な公園整備を進めるとともに、多様なニーズに対応するための官民連携による公園の運営管理や Park-PFI 手法などを活用した公園整備を行い、利用者の満足度向上に取り組みます。

■ 基本事業3：安全・安心な建築物の確保

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底により建築基準法の遵守を促すとともに、都市計画法に基づき適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地の確保に取り組みます。また、住宅・建築物の所有者への耐震化の働きかけや、耐震診断、補強設計、耐震改修、除却への補助を行うとともに、低コストの住宅耐震改修工法の普及を図ります。

■ 基本事業4：安全で快適な住まいづくりの推進

空き家を活用した地方移住、二地域居住、ワーケーションなどの取組や危険空き家の除却を支援するほか、セミナーや相談会の開催等を通じて、空き家の適正管理等について啓発します。また、県営住宅の長寿命化のための改修、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改修を進めるとともに、福祉部局や居住支援団体等と連携した住宅確保要配慮者への居住支援体制の充実を図ります。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅やゼロエネルギー住宅(ZEH)等の普及啓発に加え、今後導入が見込まれる新築住宅の省エネルギー基準適合の義務化への対応や既存住宅の省エネルギー改修への支援を行います。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組む市町の割合	32% 8市町/25市町	64% 16市町/25市町	コンパクトで賑わいのあるまちづくりに向け、居住機能や福祉・商業等の都市機能を誘導するための計画を策定または中心市街地などでまちづくりに資する事業に取り組んでいる市町の割合
多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数	2公園	5公園	広域的に利用されている5つの県営都市公園(北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園)で、多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組み、利用者の満足度が現状値(令和2(2020)年度平均値82%)を超える都市公園数
県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)	—	3,000戸	市町が取り組んでいる木造住宅の耐震化を促進するために、耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却に対して県が補助した戸数
県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合	58% 17市町/29市町	82% 24市町/29市町	空家等対策計画に基づいて、県の技術的支援を受けながら、空き家の活用および除却を推進するため、空き家の改修や除却の補助制度を整備している市町の割合

行政運営 7 公共事業推進の支援

行政運営の目標

- 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性が確保され、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。
- 建設業の魅力発信や働き方改革、建設現場の生産性の向上等を推進することにより、建設業の担い手確保等につながり、「地域の守り手」である地域の建設企業による社会資本の整備・維持管理や災害対応等が実施され、県民の皆さんの安全・安心が確保されています。
- 建設工事等の受注者への不当要求等が根絶され、適正な履行環境が確保されています。

現状と課題

- 公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における調査審議により公共事業の適正化に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組む必要があります。
- 入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議をふまえ、制度の改善、適正な運用に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- 電子調達システムなどの安定運用を図るとともに、設計積算システムを更新し、令和3(2021)年10月に運用を開始しました。引き続き、更新した設計積算システムにより効率的な業務が実施できるよう必要に応じて改善等を進める必要があります。
- 建設業は災害対応等、「地域の守り手」として、県民の皆さんの安全・安心の確保に重要な役割を担っていますが、人口減少・高齢化の流れが加速する中、未来に存続していくには、担い手の確保が急務となっています。このため、新・担い手3法をふまえ策定した「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革の推進、生産性の向上などの取組を進めてきました。引き続き、これらの取組を一層推進していく必要があります。
- 建設業者が安心して事業を営むことができるよう、建設工事等の受注者への不当要求等に対しては、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を令和3(2021)年に設立し、体制の強化を図りました。引き続き、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に向け取り組む必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 公共事業の適正な執行・管理**

「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した事業の評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組みます。また、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共事業の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。

さらに、公共事業の適正な執行のために、引き続き、電子調達システムや設計積算システムなどの安定運用を図ります。

■ **基本事業2： 公共事業を推進するための体制づくり**

建設業が未来に存続していけるよう、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づき、担い手確保に向けた建設業の魅力発信や働き方改革推進のための週休二日制工事の拡大に取り組みます。また、生産性向上のための施工時期の平準化およびICTの活用拡大などの取組を推進するとともに、技能者の処遇改善等に向け、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進等を図り、これら各種取組の拡大を市町へ要請します。

■ **基本事業3： 受注者への不当要求等の根絶**

「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、関係機関等と連携して、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
公共事業の適正な執行	適正に執行	適正な執行の継続	「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」の調査審議等を受け、公共事業が適正に執行されていること
週休二日制工事(4週8休)の達成率	37%	100%	週休二日制として発注した工事のうち、4週8休を達成した工事の割合
ICT活用工事(土工)の実施率	65%	100%	ICT活用工事(土工)の対象として発注された工事のうち、ICTを活用した工事の割合
建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保	適正な履行環境を確保	適正な履行環境の継続的な確保	「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、建設工事等の受注者への不当要求等が排除され、適正な履行環境が確保されていること

施策のKPI

各施策の「施策の目標」で記載した、「めざす姿」の達成度の把握に有効と考えられる定量的または定性的な指標の一覧です。

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
1-3	河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量（累計）	河川の流れを阻害する堆積土砂量（ ）は平成30（2018）年度末の堆積量に対する削減の数値	河川に土砂が堆積すると、水がスムーズに流れず、豪雨時に洪水のリスクが高まるため、計画的に堆積土砂を撤去する必要があることから選定しました。	国土強靱化加速化対策「5年後の達成目標」をふまえ、河川堆積土砂の40%削減をめざして目標を設定しました。	270万㎡ 東京ドーム 0.3杯分	185万㎡ 東京ドーム 1.0杯分 40%削減
1-3	要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率	事業実施個所のうち要配慮者利用施設および避難所を保全する施設整備（30箇所）の事業完了の割合	自力避難が困難な方々や避難される方々が利用する施設の安全確保について、優先して取り組む必要があることから選定しました。	要配慮者利用施設および避難所のうち、常時、多くの方々が集まる学校、診療所、介護施設を保全する施設について、計画期間内に、より多く完成させることをめざし設定しました。	—	63%
1-3	市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率	ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報を掲載した市町の割合（掲載市町／全体11市町）	高潮による浸水から素早く避難するための情報が県民の皆さんに提供されている必要があることから選定しました。	高潮により相当な損害を生ずるおそれがある伊勢湾沿岸の市町ハザードマップに、高潮浸水想定区域情報が100%掲載されていることをめざし設定しました。	45%	100%
1-3	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	緊急輸送道路に架かる橋梁のうち、大規模地震でも致命的な損傷にならないように補強された橋の割合	災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路上の橋梁の計画的な耐震対策を推進する必要があることから選定しました。	緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強の対策完了年度については、国の目標年次に合わせて、令和8（2026）年度をめざし設定しました。	91%	100%
1-3	被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築	道路・河川の重点監視箇所への監視カメラとコントロールルームの設置状況	災害発生時の住民への情報提供や管理者等の即時対応を可能とするため、ICT技術を活用した観測体制を計画的に強化する必要があることから選定しました。	河川・道路DX中期計画に基づき、重点監視・観測箇所と定めた202箇所すべての監視カメラ整備と画像情報の集中監視体制を整えることをめざして目標を設定しました。	パトロールや住民などからの通報を中心とする情報収集	道路・河川の重点監視箇所における画像情報の集中監視体制の完成
1-3	橋梁の修繕完了率	定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁のうち、次回点検までに措置を完了した橋梁の割合	安全・安心なインフラ機能を確保するため、5年に1回、点検を実施し、早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁は、次回点検時までに措置を講じる方針であることから選定しました。	令和3（2021）年度に実施した点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁は、令和8（2026）年度の次回点検時までに措置を講じるため目標を100%に設定しました。	100%	100%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
11-1	中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通	東海環状自動車道の県内区間（新四日市JCT～県境：23.3km）の開通	地域の経済活動や県内外からの集客・交流を支えるとともに、地域のさらなる安全・安心の向上をめぐり必要があることから、広域ネットワークを形成するための代表的な幹線道路である東海環状自動車道を選定しました。	東海環状自動車道の全線開通を目標に設定しました。	〈県内〉 新四日市JCT～大安IC間 7.8km	〈全線開通〉 県内23.3km 全体153km
11-1	伊勢・志摩地域の交流を促進するネットワーク整備	高速道路と志摩地域の観光リゾート拠点をつなぐ伊勢志摩連絡道路の一部（磯部BP L=2.5km）が完成	地域間交流を促進し観光復興に向けた道路整備を推進することから、代表的な県管理道路の路線を選定しました。	事業中の磯部BPが完成することを目指して設定しました。	磯部BP 事業中 第2伊勢道路/鵜方磯部BP 供用済	磯部BP 開通 伊勢志摩連絡道路の全線開通（20km）
11-1	リニアをふまえた総合交通ターミナルの整備	新広域道路交通計画（交通拠点計画）に基づく整備推進	リニア中央新幹線の開業による効果を広域的に波及させるため、総合交通ターミナルの整備を推進することから選定しました。	交通拠点の機能強化として、県内の総合交通ターミナル計画の策定および近鉄四日市・津駅での整備推進を目標に設定しました。	近鉄四日市駅周辺での事業着手/津駅周辺での整備方針の策定	県内の総合交通ターミナル計画の策定および近鉄四日市・津駅での整備推進
11-1	危険な通学路の交通安全対策が完了した割合	令和3（2021）年6月に千葉県八街市の通学路で発生した死傷事故をふまえた合同点検の要対策箇所のうち、対策を完了した割合	通学児童の安全確保が全国的な課題となっている中、スピード感をもって交通安全対策を推進し、歩行者の安全を確保することから選定しました。	令和8（2026）年度に交通安全対策が全て完了することを目指して設定しました。	30%	100%
11-1	道路区画線の引き直し	高耐久性の白線を活用しながら視認性の高い状態を定常化	道路区画線について高耐久性塗料の導入も視野に入れながら、一定の水準を確保し定常化を図ることから、道路を安全・安心・快適に利用できることから選定しました。	高耐久性塗料の導入も視野に入れながら一定の水準を確保し、定常化を図ることから、剥離度Ⅱ以内の水準の維持および白線の高耐久化を目標に設定しました。	剥離度Ⅱ以内の水準の維持	剥離度Ⅱ以内の水準の維持および白線の高耐久化
11-1	トンネル照明のLED化によるCO2排出量の削減割合	県が管理するトンネル照明のLED化による年間CO2排出量の削減割合 ※平成30（2018）年度比較	脱炭素へ向けた道路施設の維持管理が求められる中、トンネル照明をLED化することでCO2排出量の削減となることから、選定しました。	現行と同水準のペースで事業に取り組むことで、令和8（2026）年度にCO2排出量を削減できる割合（40%）を目標に設定しました。	28%削減 （CO2排出量1,150t/年）	40%削減 （CO2排出量950t/年）
11-1	県民の皆さんとともに進める緑化活動の参加人数（累計）	道路、河川等のインフラを舞台とした緑化活動に県民の皆さんが参加した累計人数	道路、河川等のインフラを舞台に実施する緑化活動を通じて、県民の皆さんとの協働を推進するため、選定しました。	過去3年間の緑化活動への平均参加人数（4,300人）から、毎年100人ずつ増加させることをめざし設定しました。	=	23,000人

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
11-1	重要港湾の脱炭素化に関する計画の策定	令和3（2021）年度に国により示されたカーボンニュートラルレポート（CNP）形成計画策定マニュアルに基づく策定	政府の温室効果ガス削減目標（令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比46%減、2050年カーボンニュートラル実現）をふまえ、CNP形成に向けた取組が求められるため、CNP形成計画策定を目標に選定しました。	CNP形成計画策定マニュアルでは重要港湾での策定が基本であることことから、期間内策定を目標値として設定しました。	—	CNP計画に基づく事業に一部着手
11-3	コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組む市町の割合	コンパクトで賑わいのあるまちづくりに向け、居住機能や福祉・商業等の都市機能を誘導するための計画を策定または中心市街地などでまちづくりに資する事業に取り組んでいる市町の割合	人口減少の中で、災害リスクをふまえた、効率的で利便性が高い持続可能なコンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進する必要があることから選定しました。	コンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進するにあたり、既に取り組を進めている8市町（7市1町）に加え、都市計画区域マスタープランにおいて、コンパクトなまちづくりの要として都市機能の集約を図る地区を有する市町のうち、取組未着手の市町で優先的に取組を行うことを目標として設定しました。	8市町／25市町 32%	16市町／25市町 64%
11-3	多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数	広域的に利用されている5つの県営都市公園（北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園）で、多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組み、利用者の満足度が現状値（令和2（2020）年度平均値82%）を超える都市公園数	広域的な集客力の強化や多様なニーズに対応するための整備・運営状況を総合的に評価できることから選定しました。	直近の令和2（2020）年度に調査を行った3公園の利用満足度の平均値82%を考慮して目標値を設定しました。	2公園	5公園
11-3	県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数（累計）	市町が取り組んでいる木造住宅の耐震化を促進するために、耐震性のない木造住宅の耐震改修と除却に対して県が補助した戸数	甚大な被害が想定される南海トラフ地震に備え、住宅の耐震化を推進し、地震災害に対するまちの安全性を確保することは重要であることから、耐震化に係る指標を選定しました。	実績戸数に変動があるため、直近の令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の実績の平均から、年間600戸の補助を見込んでいます。年間600戸の5年間の累計として3,000戸を目標に設定しました。	—	3,000戸

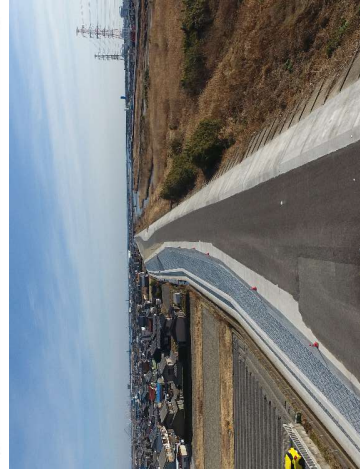
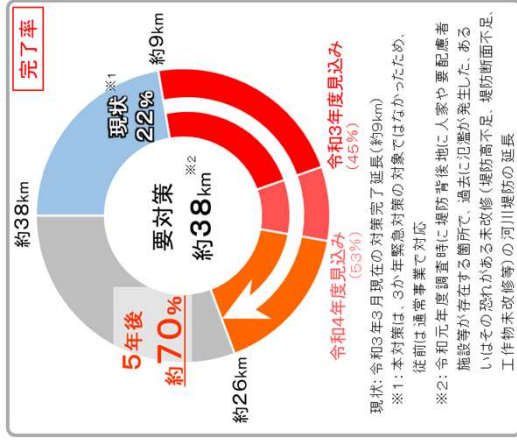
施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
11-3	県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合	空家等対策計画に基づいて、県の技術的支援を受けながら、空き家の活用および除却を推進するたため、空き家の改修や除却の補助制度を整備している市町の割合	空き家問題は、現在の住宅を取り巻く大きな課題であり、多くの県民にとって身近なものであることから、空き家に係る指標を選定しました。	令和8（2026）年度までに空家率の高い中南勢地域、伊勢志摩地域、東紀州地域の市町を中心に段階的に補助制度が創設されることをめざし設定しました。	58% 17市町／29市町	82% 24市町／29市町
行政運営7	公共事業の適正な執行	「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」の調査審議等を受け、公共事業が適正に執行されていること	県民の皆さんから公共事業に対する信頼を得るため、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性と事業が適正に行われていることを示す必要があることから、選定しました。	「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」を開催し、公共事業の公平性・透明性を適正に確保する必要があるため、目標値を適正な執行の継続に設定しました。	適正に執行	適正な執行の継続
行政運営7	週休二日制工事（4週8休）の達成率	週休二日制として発注した工事のうち、4週8休を達成した工事の割合	建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっています。将来の担い手確保のため、休日の確保等の職場改善に取り組むことが必要なことから、選定しました。	働き方改革を推進するため、週休二日（4週8休）等の労働環境改善の取組を一層、定着させる必要があることから、目標値を100%としました。	37%	100%
行政運営7	ICT活用工事（土工）の実施率	ICT活用工事（土工）の対象として発注された工事のうち、ICTを活用した工事の割合	建設業の担い手確保のため、建設現場におけるICT技術をより一層推進していく必要があります。土工については一定のICT技術が確立されていることから選定しました。	ICT活用工事（土工）については、小規模土工における技術が進展していることから、一般的に使用されることを見込み、目標値を100%としました。	65%	100%
行政運営7	建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保	「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運用し、建設工事等の受注者への不当要求等が排除され、適正な履行環境が確保されていること	建設業者が安心して事業を営むことができるよう、建設工事等の受注者への不当要求等の根絶に向け取り組む必要があることから、選定しました。	建設工事等の受注者への不当要求については、根絶する必要があるため、適正な履行環境の継続的な確保をめざします。	適正な履行環境を確保	適正な履行環境の継続的な確保



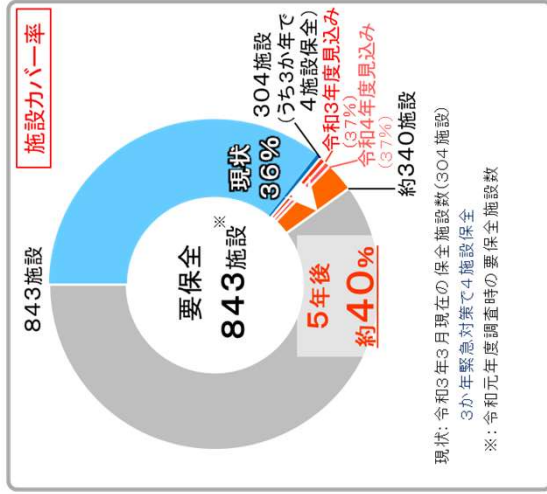
「5年後の達成目標」により施設整備を計画的に推進

近年、頻発・激甚化する水災害や土砂災害から県民の皆さんの**生命・財産・暮らしを守る**ため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 **5年後の達成目標**」を定め、河川・海岸・土砂災害防止施設などの整備を進めています。

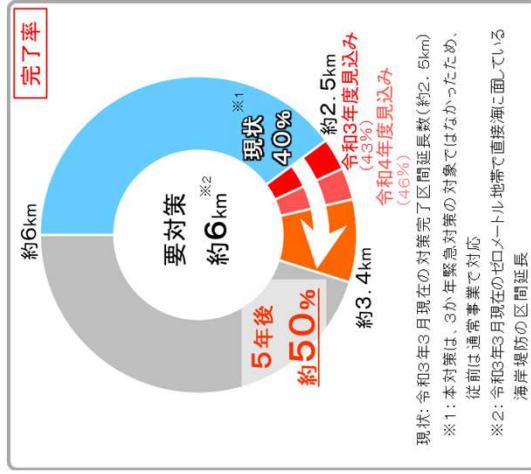
○河川の堤防強化対策



○砂防堰堤の整備



○ゼロメートル地帯の海岸堤防の耐震対策



水災害等リスクの増大に備えた対応の強化

【水災害等リスクの増大】

近年の気候変動に伴い**施設の計画規模を上回る豪雨が頻発**しており、このような豪雨災害から人命を守るためには、住民が早期に避難行動を起こすための**リスク情報の提供と**、初動を迅速化するための**危機管理体制の強化が重要**となっています。

《豪雨災害が頻発》

平成27年9月 関東・東北豪雨

- ・鬼怒川が決壊・氾濫
- ・避難遅れによる孤立



決壊箇所
(鬼怒川左岸210m)

鬼怒川

令和2年7月豪雨

- ・球磨川の決壊・氾濫
- ・要配慮者利用施設での人的被害




球磨川

【ヘリ空撮】熊本県人吉市

《水災害リスクの指標の事例》

近年の県内における警戒レベル4相当の事象の発生回数

	洪水 氾濫危険水位 超過	土砂災害 土砂災害 警戒情報発表	降雨 記録的短時間 大雨情報
R2年度	3回	10回	6回
R3年度	6回	3回	3回
R4年度 (4月～9月)	3回	12回	2回



警戒レベル

5 新たな避難情報等
緊急安全確保※1

4 警戒レベル4までに必ず避難！※2

3 高齢者等避難※3

2 大雨(河川)氾濫注意報
(気象庁)

1 早期避難情報
(気象庁)

【住民避難の支援及び危機管理体制の強化】

○リスク情報を発信します。

住民の早期避難を支援するため、洪水や高潮による浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を指定し、市町が作成するハザードマップの基礎資料として提供するとともに、県のホームページで公表しています。

○迅速に災害に対応します。

被災を早期に把握し初動を迅速化するため、道路・河川の重点監視箇所に監視カメラを設置し、県庁にコントロールルームを設置するなどの危機管理体制を強化する取組を進めます。

水災害等リスク情報の周知

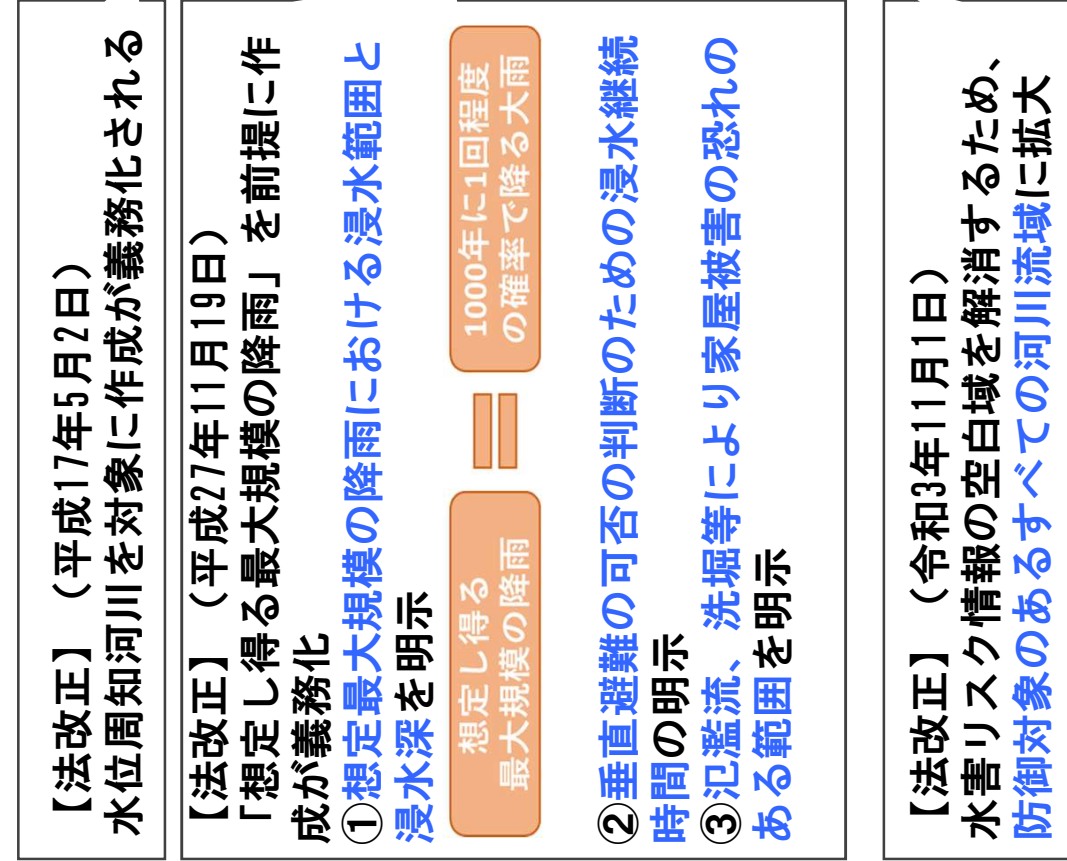
洪水や高潮の浸水想定区域や土砂災害警戒区域を指定し、市町のハザードマップ作成を支援

～河川の浸水想定区域図作成から住民の早期避難行動まで～

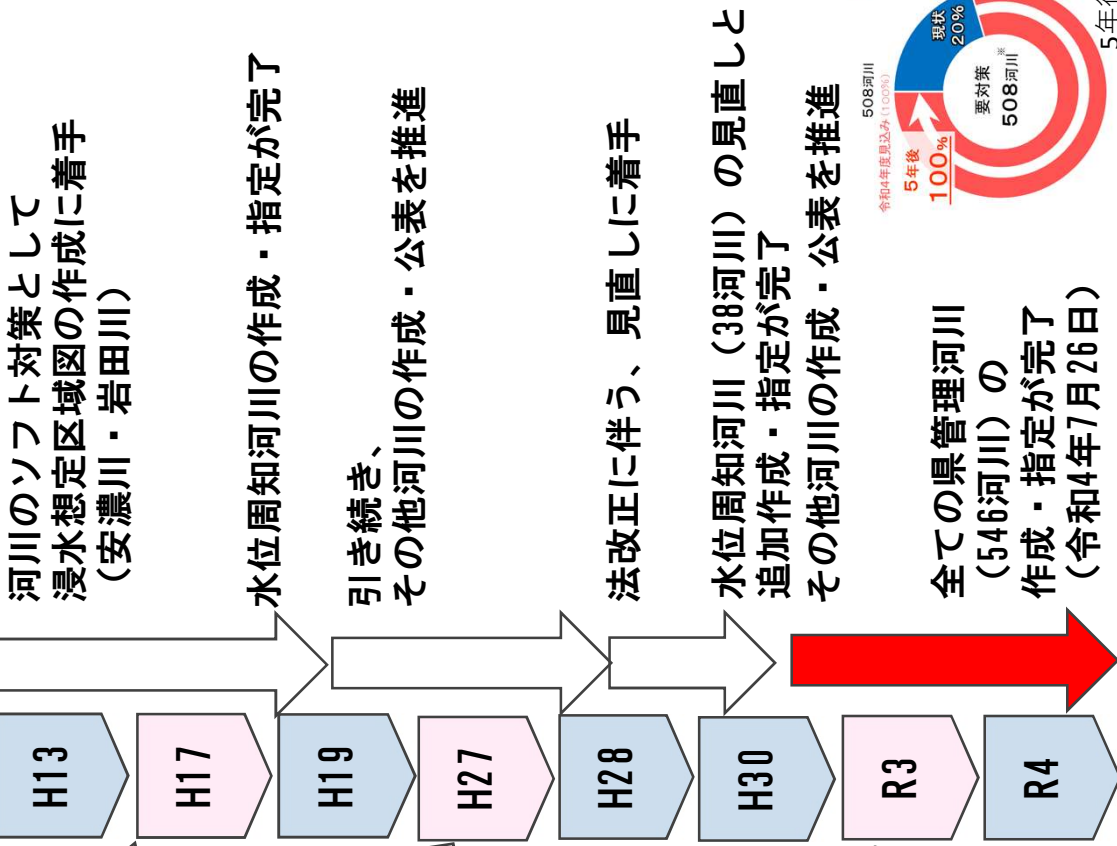


河川の浸水想定区域の指定

《水防法改正に伴う浸水想定区域図の変遷》



《三重県における取り組み》



河川に係る水害リスク情報空白域が解消（全国で5番目）

高潮による水害リスク（伊勢湾沿岸の高潮浸水想定区域指定）

伊勢湾沿岸について、水防法に基づき「水位周知海岸」と「高潮浸水想定区域」を指定します。

■ 水位周知海岸の指定（令和4年度末）

- ・高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定。

非常時における水位通知・周知

平常時におけるリスク周知

■ 高潮特別警戒水位の設定（令和4年度末）

- ・高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として、高潮特別警戒水位を設定。

（警戒レベル5 緊急安全確保相当）

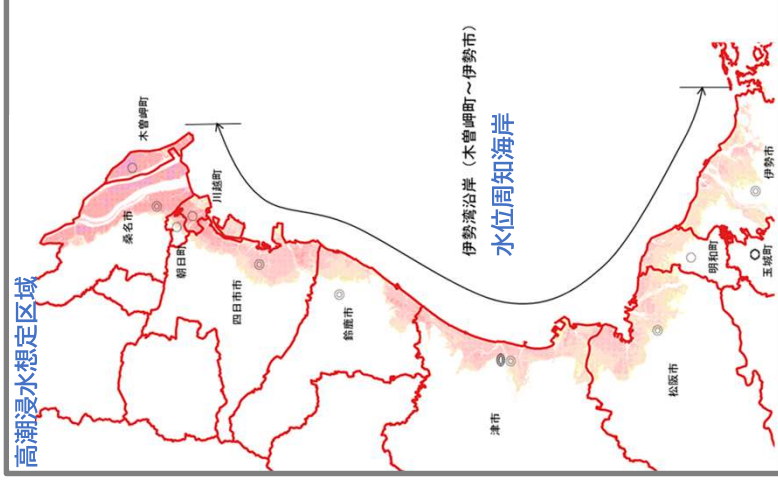
- ・高潮特別警戒水位に達した場合にはその旨を関係市町等に通知。（令和5年4月以降）

警戒レベル
5 緊急安全確保 災害が発生または 切迫しているとき
4 避難指示
3 高齢者等避難
2 避難準備

防災情報の集約及び配信を目的とする「三重県防災情報プラットフォーム」を活用し、防災みえ.jp 及びメール配信により周知

■ 高潮浸水想定区域の指定（令和4年度末）

- ・想定最大規模の高潮が発生した場合の浸水の範囲と深さ、継続時間の想定をもとに指定。
（令和2年8月、浸水想定区域図を公表済）
- ・高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図る。



● これまでの課題

- ・高潮による浸水リスクの周知が進んでいない。
- ・水防活動に従事する者の安全確保を判断するための水位情報が少ない。

指定

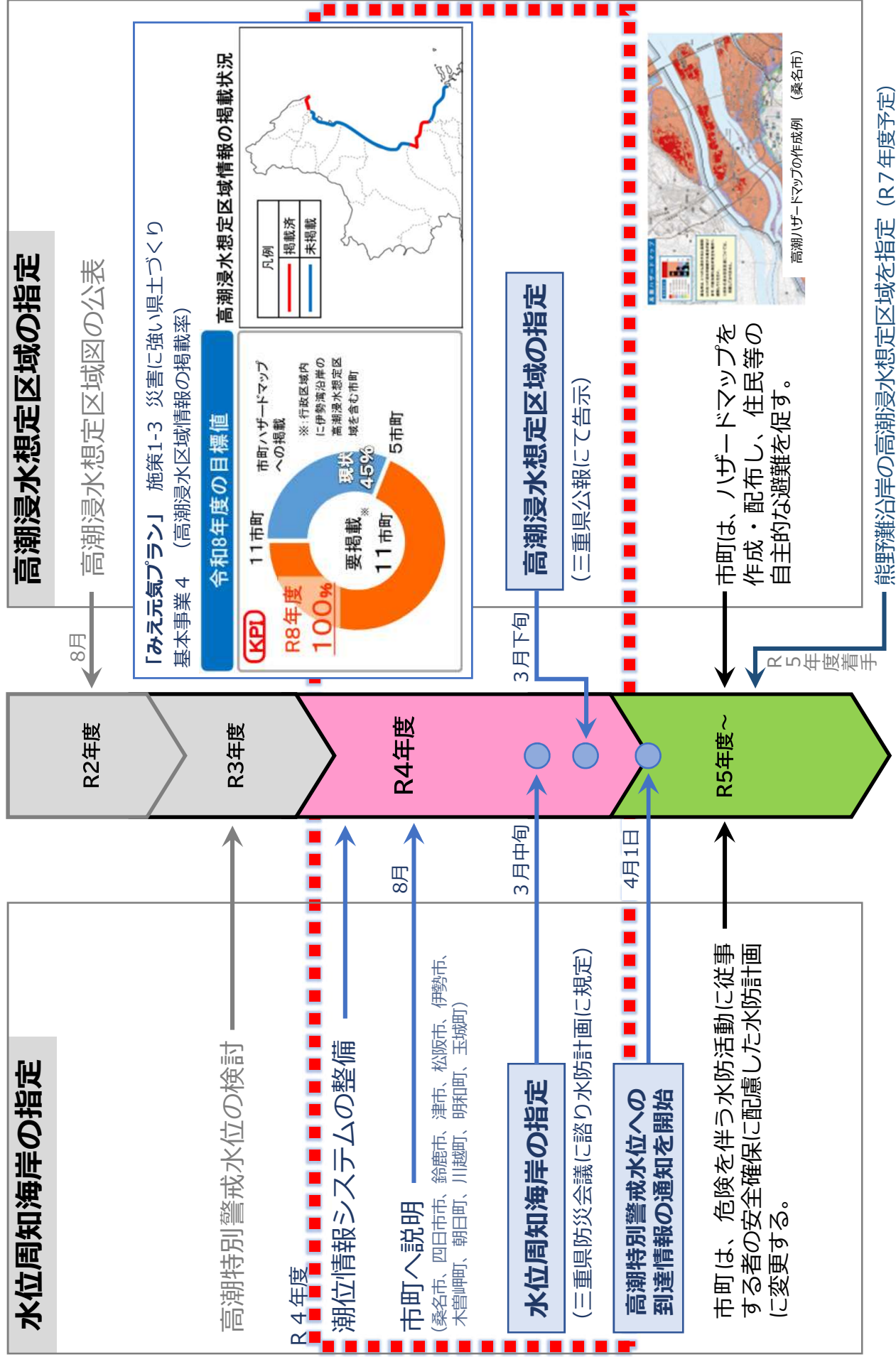
● 指定後

- 市町はハザードマップを作成・配布し、住民等の自主的な避難を促す。【指定に伴う義務】
- 市町は危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮した水防計画に変更する。【義務】

想定最大規模（※）の高潮による浸水を想定。

※室戸台風（昭和9年）相当の中心気圧（伊勢湾で910ha）、伊勢湾台風（昭和34年）相当の半径（75km）・移動速度（時速73km）の台風が、様々なコースで接近することを想定

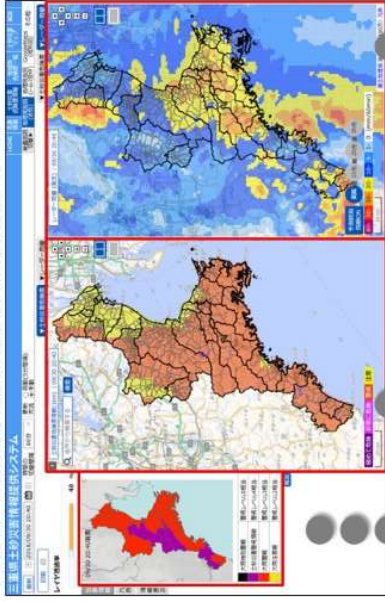
伊勢湾沿岸の高潮浸水想定区域指定 (指定に向けたスケジュール)



土砂災害に関するリスク情報（土砂災害情報提供システム）

三重県土砂災害情報提供システム

県民のみなさんの避難行動や市町による避難指示等の発令を適切に行うよう、「三重県土砂災害情報提供システム」を運用しています。



土砂災害警戒情報等
土砂災害警戒情報や大雨警報等が発表されている市町が確認できます。

- 大雨警報
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害警戒区域外
- 土砂災害警戒区域外
- 土砂災害警戒区域外

土砂災害危険区域情報
(1kmメッシュ、地域別)
1kmメッシュ、地域別に、大雨による土砂災害の発生危険度を確認できます。

- 危険レベル4
- 危険レベル3
- 危険レベル2
- 危険レベル1

レーダー・雨量 実況・予測
(1kmメッシュ)
10分間隔で観測される1kmメッシュのレーダー雨量と、実況、1時間前からの雨量予測まで10分間隔を確認できます。

- 80- 20-30
- 50-80 10-20
- 30-50 5-10
- 1-5
- 0-1

アクセルはこちら

三重県 国土政策部 砂災対策課
〒514-8570 津市広町町13番地（本庁5階）
Tel 059-224-2697
Fax 059-224-2064
E-Mail bussabo@pref.mie-lg.jp
<https://www.sabo.pref.mie.jp>
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)
検索

お手持ちのパソコン、スマートフォン、携帯などから閲覧できます。
<https://www.sabo.pref.mie.jp>
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

QRコードはこちら

<https://www.sabo.pref.mie.jp>
(059) 224-2697
QRコードはQRコード読み取り専用アプリが必要です。

三重県土砂災害情報提供システム

県民の皆さんの避難行動や市町による避難指示等の発令を適時・適切に行っていただけるよう、「三重県土砂災害情報提供システム」を運用しています。

土砂災害が想定される土砂災害（特別）警戒区域を閲覧することができ、お住まいの地域に危険な場所がないか確認できます。

今年度、県民の皆さんに、より分かりやすく情報を提供できるようにシステムを更新します。

○土砂災害（特別）警戒区域

三重県土砂災害情報提供システム

種別	番号
土砂災害特別警戒区域	2102059
土砂災害警戒区域	2102059
自然現象	急傾斜地崩壊危険区域
指定種別	土砂災害特別警戒区域
区域番号	2102059
市町	小川町
字	大字町
小字	小川
調査年月日	2012/12/18
発注機関	三重県国土建設部
調査機関	国土建設部 砂災対策課
閲覧料	無料

土砂災害に関するリスク情報（土砂災害警戒区域指定）

- ◆ 令和元年度調査完了（基礎調査完了箇所数 16, 208箇所）
- ◆ 令和3年6月 三重県全域の土砂災害警戒区域指定完了
（土砂災害警戒区域数 15, 932箇所）

◆ 二巡目の基礎調査の実施

土砂災害防止対策基本指針 より

二巡目以降の基礎調査については、おおむね5年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所について現地確認を行うなど、詳細な調査を行うものとする。

◆ 二巡目の土砂災害警戒区域の指定

- ◆ 三巡目以降
おおむね5年ごとに繰り返し調査

一巡目

二巡目

三巡目以降

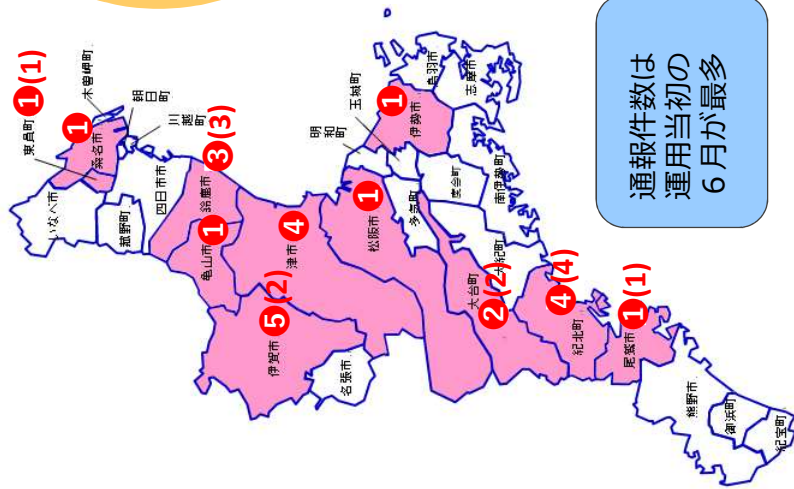
新たな危険盛土への対応（盛土110番の運用状況）

危険な盛土の通報窓口『盛土110番』 令和4年6月1日から運用を開始

運用開始から3ヶ月間、24件の情報をお寄せいただいています。

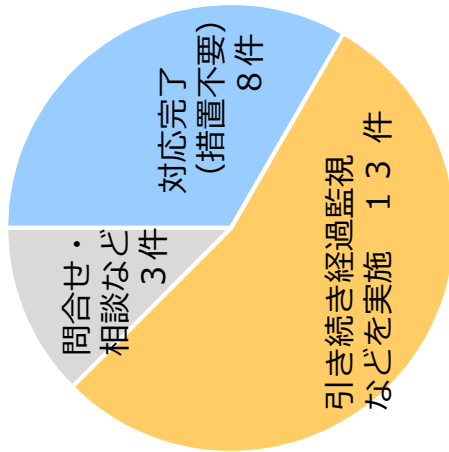
市町別件数

- ① : 通報のあった市町と件数
- (1) : 上記の内、経過監視している件数

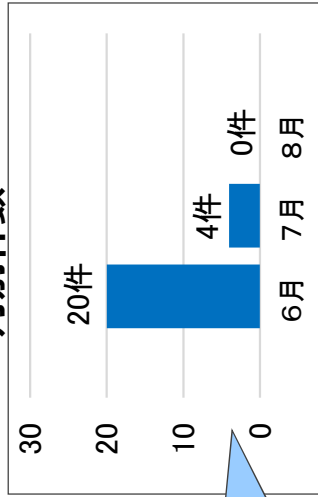


通報件数は運用当初の6月が最多

現地の対応状況



月別件数



通報いただいた盛土への対応

- ・ 通報を受けた箇所は、現地調査を行い現場状況を確認しています。
- ・ 対応状況を毎月HPに掲載し、県民の皆さんにお知らせします。

【対応完了（措置不要）】

現地調査等を踏まえ、法令等で定める届出に不備がなく、盛土の形状など現場が安全と認められる件数

【引き続き経過監視などを実施】

土砂の搬入搬出、盛土形状の変更が今も行われていることから、今後も経過観察が必要と認められる件数

【問合せ・相談など】

これから盛土が行われることに関する相談や盛土に関する法令等への問い合わせの件数

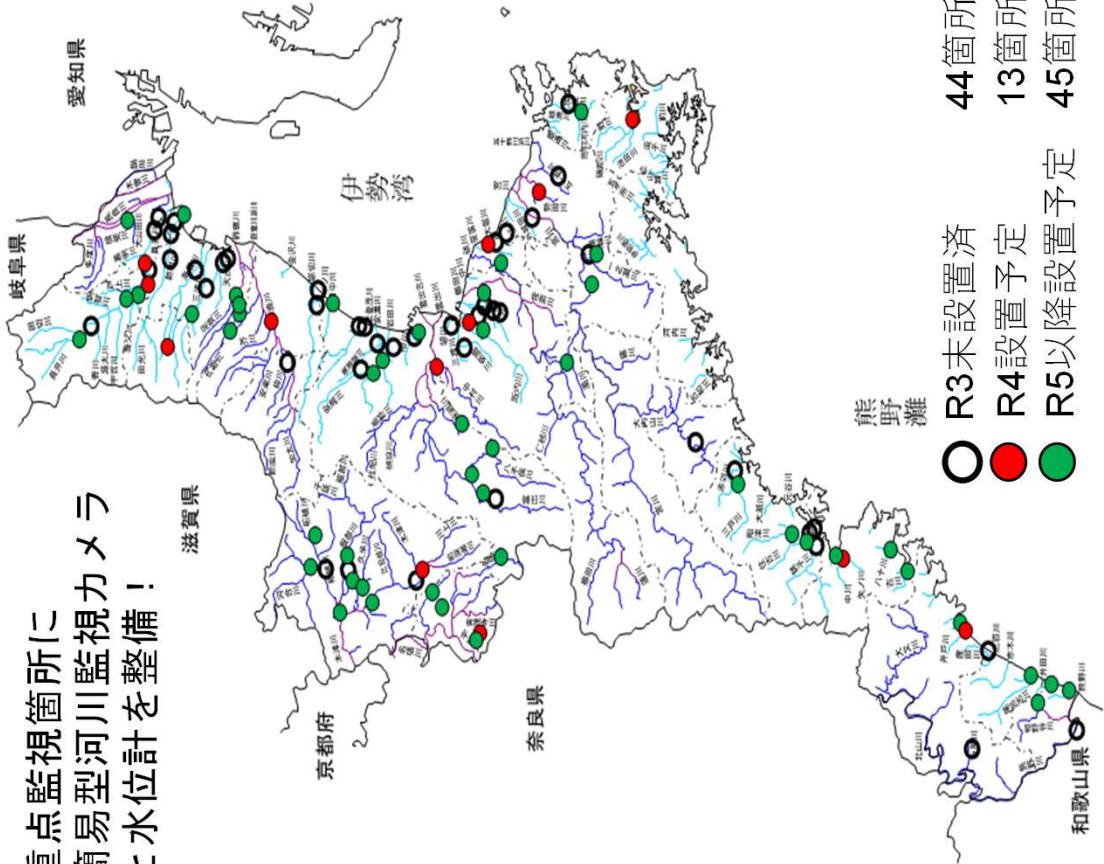
※通報いただいた箇所において現時点で周囲に被害を及ぼすような危険な盛土はありません。

『盛土110番』がより活用されるため、広報活動の継続に加え、より通報しやすい方法等も検討していきます。

危機管理体制の強化 ～河川監視カメラ・水位計等の配備拡充～

水位及び画像データの両方をリアルタイムで収集・提供を行い、住民の早期避難を促進

重点監視箇所に
簡易型河川監視カメラ
と水位計を整備！



水位や画像は「**川の水位情報**」で確認



水位を確認する時は
をクリック！
画像を確認する時は
をクリック！



アイコン表示の例

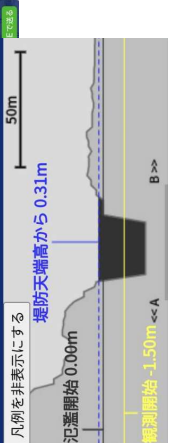


危機管理型水位計



河川水位の変化
をリアルタイム
で発信！

住民の方々
は避難時期
の判断材料
に活用



簡易型河川監視カメラ



河川の状態を
リアルタイム
で発信！



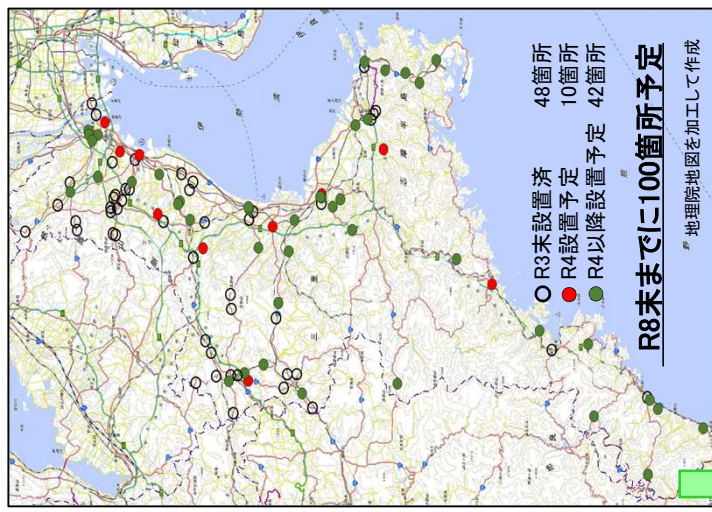
早期避難を
促進するた
め、切迫性
のある河川
情報を提供

カメラ画像 (出水時)

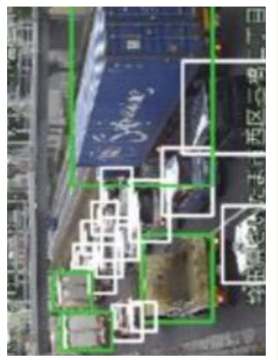
危機管理体制の強化

～道路監視カメラ等の配備・拡充～

平常時や災害時に、安全で円滑な通行を確保するため、AIカメラの設置を計画的に整備中



道路監視カメラの配備・拡充



災害や通行止め等の事象が発生したら...

(地域状況の見える化)

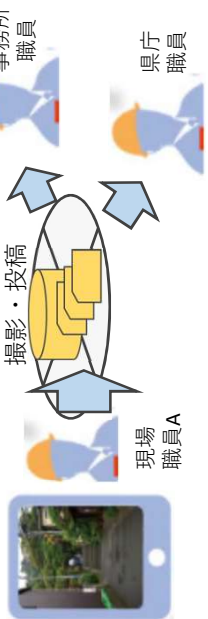
国、県等地域情報の活用

◆県HP: 道路規制情報の共有

◆日本道路情報センターとの連携

地域の災害情報を収集

◆写真共有システムの運用(令和4年6月より)



ドローン等も活用して情報収集

異常気象時でも安全に避難・移動できるよう情報発信と迅速な初動体制の強化を推進

効果的な情報発信 (迅速な初動対応)

国、県等から情報の活用

◆インターネットサービス、ラジオ・テレビでの放送電話応答サービスなど

継ぎ目のない情報提供

◆利用者が拡大しているSNS(県土整備部Twitter)も活用して、リアルな道路情報を発信。

安全な避難行動の促進・交通情報の発信

迅速な通行の確保

迅速な初動対応

◆職員による緊急対応 ◆災害協定による対応



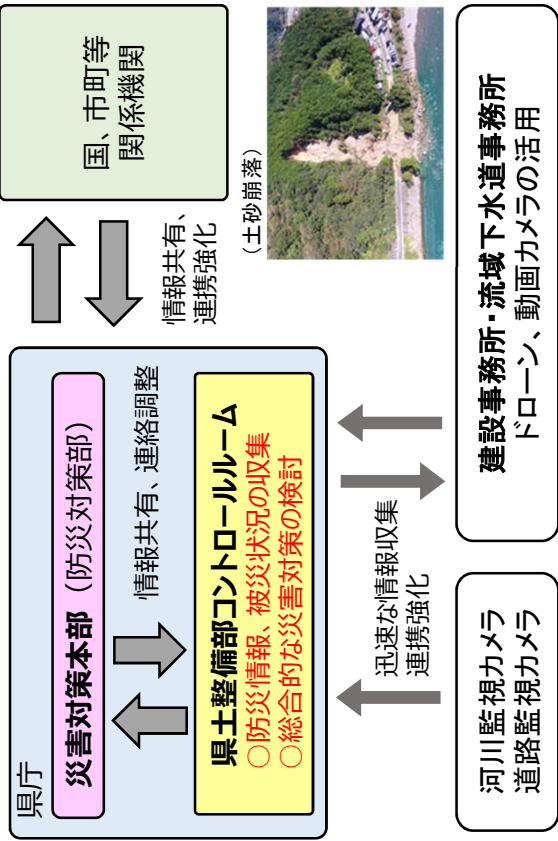
危機管理体制の強化 ～初動の迅速化に向けて～

大規模災害にオール県土で立ち向かう体制づくり
～コントロールルームの設置（7月）

＜コントロールルーム＞
リアルタイムで現場状況の共有が可能



大型モニター4面新設



迅速な初動対応を図るための体制づくり
～実践を想定した独自訓練の実施（8月）

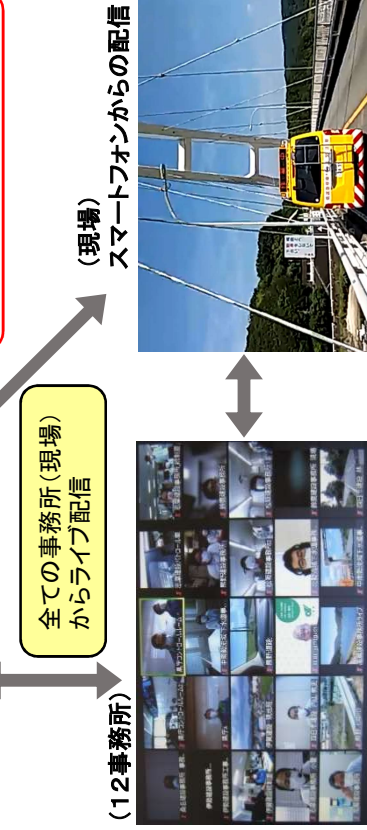
＜独自の実動訓練＞
事務所（現場）と県庁でオンラインで接続



(想定) 南海トラフ地震が発生

『迅速な初動対応』を訓練にて実践

現場のライブ映像を
コントロールルームで確認



R4 独自訓練
【テーマ】

- 【目標】
- ① 全員が参加、
 - ② 初動体制、
 - ③ 他機関と連携、
 - ④ 新技術の活用

訓練を重ね、職員全体の災害即応力向上を目指す

(5) ポストコロナを見据えた地域づくりの推進について ～賑わいの創出と観光の復興にむけて～

ポストコロナにおける豊かで活のある地域づくりを実施するため、観光復興に向けた道の駅の利活用や地域の文化、景観に配慮した道路空間づくり、また、公園を活用したワーケーションなど、以下の取組を推進します。

●「道の駅」の新たな連携による観光PRの促進

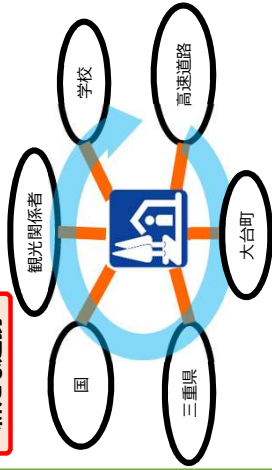
道の駅「奥伊勢おおだい」を中心として、大台町の官民の関係者が連携し、観光資源の発信のため、「新・道の駅観光連携協議会」を立ち上げ、観光PR事業を促進

※今後、他の道の駅を核として取組を展開予定

<主な連携事業>

- ・ 昴学園高校生徒による絵画展示
- ・ 道の駅での観光ポスター展示
- ・ 道の駅の施設整備工事
- ・ 道路案内表示の設置 他

新たな連携



県は、協議会事務局として各連携先とのコーディネートを行う。



●熊野古道の文化を感じる道路空間づくり

関係部局と連携し、熊野古道の歴史的資源を活かし、来訪者に「地域文化」を感じていただける道路空間づくりを推進するため、松本峠（熊野市）、馬越峠（尾鷲市、紀北町）を対象とした協議会を設置予定

※今後、国や関係市町の協力のもと、ロードマップによる整備メニューを展開予定

文化を感じる道路空間づくり協議会 (仮称) を設置予定

【協議会設置のポイント】
他の観光振興等施策を推進するため、関係部局との連携を強化

- 【メンバー】(案)
- ・ 熊野古道協働会議
 - ・ 国土交通省、三重県
 - ・ 尾鷲市、熊野市、紀北町

県は、協議会事務局として各連携先とのコーディネート及び施策を実施する。

連携施策項目 (案)

- 木製ガードレール
- 案内表示板
- 観光案内板 他



(イメージ) 木製ガードレール

● 交流人口の拡大に向けた 新たな賑わいの創出

交流人口の拡大に向け、熊野灘臨海公園においてワーケーションの推進と
官民連携の相乗効果により、広域的な観光誘客を促進

心身をリフレッシュできる
アクティビティ施設を充実！



新プール整備

令和5年夏頃完成予定

公園内のコテージを
ワーケーション対応に改修！



令和3年12月 リニューアル

民間投資により、公園内に
グランピングドームを整備！



東紀州地域初の
グランピング施設

Wi-Fi完備

令和3年10月 完成

隣接する民間宿泊施設でも
大規模リニューアルを実施！



令和3年4月 リニューアル

● インフラツーリズム

公共空間やインフラを活用した、観光誘
客につながる取組を推進予定
また、若手勉強会において、先進地を参
考にインフラツーリズムに関する取組を年
内に知事・県議会に報告する



月山トンネル (石川県)

提供：金沢河川国道事務所



津軽ダム (青森県)

令和5年度の実装方針：

- ・インフラ施設に訪れたいくなる仕掛けづくり
- ・インフラ空間の多目的化
- ・訪れる人にやさしい受入環境の整備

(6) 県営都市公園に係る指定管理候補者の選定状況について

1 概要

県土整備部が所管する4つの県営都市公園（北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、大仏山公園及び熊野灘臨海公園）については、現在の指定管理期間が令和5年3月末で終了することから、令和5年4月から5年間の次期指定管理者の募集・選定手続きを現在進めています。

三重県都市公園条例に基づき、外部の有識者等による三重県営都市公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、令和4年7月27日の第1回選定委員会において審査基準及び配点表を決定しました。

その後、指定管理者の申請を受け付けたところ、「3 申請に関する事項」のとおり申請がありました。

2 選定及び審査に関する事項

(1) 委員の氏名及び役職名

委員長	板谷 明美	(三重大学大学院生物資源学研究科 准教授)
委員	大西 研一	(公認会計士)
委員	小林 靖司	(株式会社百五総合研究所 主席研究員)
委員	中西 佐智子	(亀山市立野登小学校 校長)
委員	竜田 聡	(公募委員)

(2) 審査基準及び配点表

「別紙1」のとおり。

(3) 選定委員会の開催状況及び審議内容

令和4年 7月27日	第1回選定委員会（審査基準及び配点表を決定）
10月26日（予定）	第2回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）

3 申請に関する事項

(1) 申請者の名称

	北勢中央公園	亀山サンシャインパーク	大仏山公園	熊野灘臨海公園
申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)名阪造園 ・北勢中央コンソーシアム <small>構成員</small> (株)日比谷アメニス名古屋支店、 NPO 法人 ECCOM、 (有)ウス井樹園 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンシャインパーク GM(グループ・メンテナンス) <small>構成員</small> 亀山サンシャインパーク(株)、 近藤緑化(株) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(有)太陽緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ・紀伊長島レクリエーション都市開発(株)
申請数	2団体	1団体	1団体	1団体

(2) 申請者が作成した事業計画書の要旨

「別紙2」のとおり。

4 進捗状況及び今後の予定

(1) 進捗状況

令和4年	7月 27日	第1回選定委員会（審査基準及び配点表を決定）
	8月 12日	募集要項の配布開始
	8月 23日～8月 26日	現地説明会の開催
	9月 7日～9月 13日	申請の受付

(2) 今後の予定

令和4年	10月 26日	第2回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）
	11月 下旬	令和4年11月定例会会議で指定議案を提出
	1月	指定管理者の指定
	3月	指定管理者と協定を締結
	4月 1日	指定管理者による施設管理を開始

※ 次期指定管理期間：令和9年度までの5年間

県営都市公園指定管理候補者選定に係る審査基準及び配点

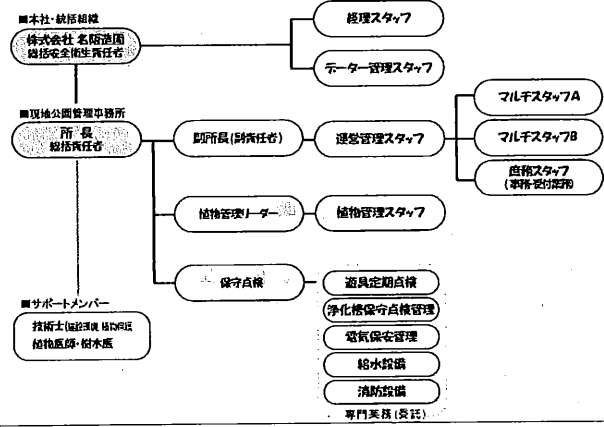
総合審査基準： 400点満点

審査項目	R4 審査基準	配点
1. 県民の平等な利用を確保する。	① 公平平等な利用が確保されているか。	10
	② 運営管理の方針が公園の設置目的に合致しているか。	10
	③ 指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか。	20
	④ 指定期間（5年間）にわたる管理運営の総合方針や方向性（ビジョン）が明確か。	10
	小計	50
2. 適切な管理を図る。	① 県内に本店又は主たる事務所等があるか。	40
	② 管理運営業務の内容が適切に示されているか。	30
	③ 管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか。	30
	④ 管理運営業務に関連する法令が遵守されるか。	20
	小計	120
3. 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	① 利用促進方策がポストコロナを見据えていて、かつ利用者ニーズの変化を踏まえた効果的なものか。また、それらの取組に関する情報発信は効果が見込めるか。	35
	② 利用者への対応内容は適切であるか。	10
	③ 地域住民や教育機関、NPO等との連携が図られるか。	15
	④ 自主事業の計画内容は適切であるか。	15
	⑤ 独自提案の内容が有効に働くか。	15
	⑥ 提案された成果目標は適切か。	10
	小計	100
4. 管理の効率化を図る。	① 収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか。	10
	② 事業計画のとおり実施できる収支計画であるか。	20
	③ 経費の縮減が図られているか。	20
	小計	50
5. 必要な人員及び財政的基礎を有している。	① 責任体制及び職員体制は適切であるか。	10
	② 業務実施に関連する資格・能力（経験）はあるか。	10
	③ 人材育成方針及び研修計画は適切であるか。	10
	④ 事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか。	10
	⑤ 施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか。	10
	⑥ 安定的な運営管理に必要となる財政的基礎を有しているか。	10
	⑦ 人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか。	5
	⑧ 男女共同参画に配慮した提案であるか。	5
	⑨ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか。	5
	⑩ SDGs の考え方にに基づき、持続可能な循環型社会の実現に向け、環境保全活動等に取り組んでいるか。	5
	小計	80
合計		400

委員会では上記に示す審査項目について事業計画書等の審査を行います。 「県営都市公園指定管理者業務仕様書」で示す管理水準を満足する者がいない場合等は、今回の公募における候補者の選定は行わないこともあります。

北勢中央公園事業計画書の要旨

申請者名	株式会社 名阪造園
公園管理の方針	<p>○テーマ：「NEXT HOKUCHU」・公園の楽しさと使いやすさ、次のステージへ</p> <p>○総合方針：7つのS</p> <p>Safty：安心・安全な公園管理運営と利用のアイデア提供</p> <p>Sports：快適で使いやすい運動施設の維持管理</p> <p>Support：地域と連携した相互支援による公園の管理運営</p> <p>Specialty：世代・性別・地域を超えた生涯学習の機会と場の提供</p> <p>SNS：ポストコロナ時代に即した新しい公園利用の提案と発信</p> <p>SDGs：循環型公園管理運営のモデルの構築と実践</p> <p>Satoyama：里山の生態系を活かした、北勢中央公園ならではの公園利用と発信</p>
適切な管理の確保	<p>○基本的考え方：PDCA マネジメントサイクルに則った、適切・効果的管理</p> <p>○安全性の確保・自然樹形管理・常駐スタッフによる毎日管理</p> <p>○ゴミの持ち帰りの周知・毎日清掃</p> <p>○専門業者による設備点検保守</p> <p>○公園施設の日常点検・定期点検、長寿命化計画のための点検結果のデータベース入力</p> <p>○関係法令の遵守</p>
効用の発揮、県民サービスの向上 〈その1〉	<p>■公園利用促進</p> <p>○利用促進のための広報・PR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリジナルホームページ・SNSによる情報発信、パンフレットのリニューアル、チラシの配布、教育機関と連携した広報 ・ウォーキングコースの刷新、レンタサイクルの導入 <p>○スポーツ施設・芝生広場の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動施設の無料開放デーの構築、使いやすい予約システムの構築 ・芝生広場、遊具周りへの緑陰導入 <p>○森林整備と利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬・夏2回伐採による放置竹林駆除、沢の森の適切なゾーニングと管理 ・ナラ枯れ被害の発生監視と、ナラ枯れに罹病しない樹種への転換 <p>○ポストコロナを見据えた公園管理の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心に利用できる公園のPRと公園利用のアイデアの提供 ・セルフガイドツアーによる活動のPRと推進 <p>■利用者対応</p> <p>○案内の徹底と情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パークセンター機能の強化、わかりやすい案内の工夫、ホームページ等のWEB情報の有効活用 <p>○法令に基づく、誠実で平等な対応の実践、適正利用のルール・マナー指導</p>
効用の発揮、県民サービスの向上 〈その2〉	<p>■地域住民、教育機関、NPO等との連携</p> <p>○市民グループとの連携の積極的推進とイベントの充実</p> <p>○苗木の植樹会をはじめとする各種ワークショップの運営</p> <p>○地元企業として豊富な人脈の活用、地域密着の連携協働</p> <p>○地元在住者の優先的雇用、スタッフの継続雇用</p> <p>○地域との防災体制の共有、協力体制の確立、公園施設における防災備蓄</p>

<p>効用の発揮、県民サービスの向上 〈その2〉</p>	<p>■自主事業 ○主催事業 ・自然観察会、草木染めなどワークショップ、さくらまつり、北中マルシェ、七夕イベントなど実施の継続 ・星空観察、竹林整備ワークショップ、植木市等新たなイベント企画運営 ○飲食・物品販売（自動販売機含）の実施 ○利用者増につながるイベント誘致 ・ヨガ、太極拳、ディスクゴルフ、ドッグショーなど ・各種コミュニティのオフ会</p>
<p>効用の発揮、県民サービスの向上 〈その3〉</p>	<p>■独自提案 ○自然探索エリアにおけるバタフライガーデン、「映える」空間演出 ○地域性苗木の育成と緑陰と多様性の創出 ○沢の森のナラ枯れ被害を受けない林相への転換 ■申請者自ら設定する成果目標 ・SNS「いいね」年2000回以上、公園のアイディ MAP 等の更新年1回以上、地域性苗植栽年100本以上</p>
<p>人員及び実施体制について</p>	<p>■責任体制・職員体制 組織体制図</p>  <p>■県施策への協力 ○「三重県人権施策基本方針」の理念に基づく公園管理運営、人材採用、公園利用者対応 ○「三重県男女共同参画基本計画」に基づく年齢性別に関わりない公園利用人材登用における公平な機会の保証。 ○「次世代育成支援対策推進法」に基づく子供たち、子育て世代への支援、貢献 ○SDGsの考え方に基づく持続可能な循環型社会に向けた環境保全の取組 ・農業を用いないオーガニックな公園管理 ・植物残渣のチップ化、堆肥化による循環利用、ビオトープ利用 ・貴重な動植物の保全作業、SNS・サインによる情報発信</p>

支計画書		単位：千円					
年度		R5	R6	R7	R8	R9	合計
収入計		81,000	81,000	81,000	81,000	81,000	405,000
内訳	指定管理料	71,200	71,200	71,100	71,000	70,900	355,400
	利用料収入	9,800	9,800	9,900	10,000	10,100	49,600
支出計		81,000	81,000	81,000	81,000	81,000	405,000

北勢中央公園事業計画書の要旨

申請者名	北勢中央コンソーシアム
公園管理の方針	<p>「自然とここから、自然とこれから。」 自然とここから触れ合う 体験を提供する公園へ</p> <p>北勢中央公園は、「スポーツの場」「レクリエーション活動の場」「自然とのふれあい拠点」という役割を担っています。わたしたちはこの3つの役割に則して適切な管理運営・事業展開を行い、公園の価値を最大化できるよう努めます。</p>
適切な管理の確保	<p>適正な維持管理なくして適正な運営なし</p> <p>私たちは、本公園において「快適空間の提供」及び「安心・安全な施設の提供」の達成に向け、適正な施設維持管理体制・危機管理体制を構築します。また様々な利用者サービス向上の施策や利用促進事業の成否は「利用者の安全を担保」する事であると考えます。その事を十分に認識し「事故0」を目標に日々の業務を遂行します。</p>
効用の発揮、県民サービスの向上	<p>自然を大切に作るきっかけづくり</p> <p>公園の自然に関心を持ってもらうための第一歩は、利用していただくことです。季節の自然を活かしたイベントを週末や夏休み期間を中心に実施することで、「公園に行けば何かやっている！」という認知が広め、リピーターや新規利用者の獲得を目指します。</p> <p>自然体験型イベントは闇雲に実施するのではなく、参加者が「自然を大切に作るきっかけづくりにする」仕組みを持っていることが必要であると考えます。</p> <p>そのために関心（知る・親しむ・愛する）→ 理解（気づく）→ 行動（実践する・守る）という3段階の目標を設定し、それぞれに対応した環境教育プログラムを組み込んだイベントを通して、人々の自然に対する認識を醸成させます。</p>
管理の効率化	<p>収支については、経費の縮減だけに重点を置いた計画ではなく、必要なコストは計上し、安定的で質の高いサービスを維持できる体制を構築します。単純に経費の縮減を考えて安易に低く設定するような事はしておりません。本施設の過去収支決算報告での計上金額及び弊社の運営実績による算出で計上をしております。</p> <p>特に人件費については、昨今のインフレ傾向を考慮し、またよりよい人材を確保するために表記の金額を見積もっております。</p>

人員及び実施体制 について	公園管理の責任者には公園管理運営し、1級造園施工管理技士などの有資格者を配置します。またコンソーシアム各社で適切な人材を配置することで、専門性の高い業務についても高い水準で実施いたします。						
	代表企業の日比谷アメニス・構成企業の ECCOM には、 <u>里山を有する森林公園や有料運動施設の指定管理実績</u> がございます。これらの類似施設で培ったノウハウを活かし、本公園の管理運営や利用促進を持続的・安定的に行います。						
収支計画書					単位：千円		
	年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
	収入計	80,200	80,041	78,844	78,817	78,682	396,584
内訳	指定管理料	70,541	70,182	68,785	68,558	68,223	346,289
	利用料収入	9,659	9,859	10,059	10,259	10,459	50,295
	支出計	80,200	80,041	78,844	78,817	78,682	396,584

※ 本様式は、A4判1～2枚程度で作成してください。

なお、本様式はそのまま県のHP上で公開されます。

亀山サンシャインパーク事業計画書の要旨

申請者名	サンシャインパークGM
公園管理の方針	<p>高速道路と都市公園を一体化したハイウェイオアシス機能を発揮する管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎商業施設から公園エリアへの誘導 ◎地元企業グループ（第三セクター）として迅速、適切な対応と地域活性化の推進 ◎安全第一を最優先とし、看板設置・一時的使用禁止措置等も考慮した安全確保 ◎利用者に『憩いの場』・『交流の場』・『学びの場』・『情報発信の場』の提供 ◎当施設の避難施設としての機能向上 <p>上記のほか、従業員教育を徹底し、公平平等な利用を確保する。</p>
適切な管理の確保	<p>樹木、芝等の植物管理及び遊具等各施設管理について、安全安心・環境保全・公平性の確保を基本理念とし、仕様書及びその水準を始めとする関係図書に基づき利用者目線に立った管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎植物管理業務：芝生地管理、樹木管理（芝刈・剪定・施肥・病虫害防除・除草等） ◎清掃管理業務：園地清掃、便所清掃、他施設清掃（公園巡視と併せ実施） ◎保守点検業務：給水設備（法定点検を基本） ◎日常点検及び定期点検業務：公園遊具 （公園遊具の点検実施規準・安全確保に関する指針・高塚池水質検査）
効用の発揮、県民サービスの向上	<p>高速道路PAと都市公園を一体化した「ハイウェイオアシス」の利点を活かした利用促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎当施設とオアシス館の一体的な利用促進の実施 ◎地域協働による管理運営 ◎ホームページ等インターネット上での高速・公園等に関する情報発信の一元化と充実による来訪者が多くの情報取得しやすい環境づくり ◎自主事業として、 <ol style="list-style-type: none"> ① 高速道路（商業施設）と都市公園の一体化によるイベント ② 参加型イベント（ポストコロナを見据えた健康イベント） ③ 体験型イベント ④ 地域やボランティア団体等の協働による活動 ◎平等・公平の利用確保 利用者全てに平等・公平な環境づくり、インターネットによる公募 ◎利用者へ適確な情報と案内：ホームページ等による情報発信 ◎苦情対応：メール、FAX、電話受付など、真摯に誠意ある対応 ◎利用者への指導・利用者ニーズの把握：注意看板の設置、公園巡視時の声かけ、サインやパンフレットによる周知、アンケート等でのニーズ把握、レクリエーション活動の相談対応や各種イベント開催時のアドバイス ◎周辺自治会等へのボランティア活動への参画依頼 ◎関係団体との意見交換 ◎行政とのネットワークを活用した地域団体への連携依頼や、来園者との交流を目的とした隣接企業の協働参画（CSRの推進）の働きかけ ◎「亀山サンシャインパークを考える会」（地域及び関係団体による意見交換を実施し、管理運営に反映）

管理の効率化	<p>◎収支計画書に基づいた健全経営 県が示す指定管理料の上限額： 123,850千円（5年間合計） 申請者が提案する指定管理料： 123,800千円（5年間合計） 指定管理料との比較（99.96%）</p>						
人員及び実施体制について	<p>◎当施設と高速施設（オアシス館）の一元管理できる体制により、「ハイウェイオアシス」としての機能を最大限に発揮し、また危機管理体制も確立する。 ◎統括責任者、公園管理事務所長の系統の下、公園管理課長（公園管理運営士）、施設管理主任及び維持管理員の配置</p>						
収支計画書		単位：千円					
	年度	R5	R6	R7	R8	R9	合計
	収入計	24,760	24,760	24,760	24,760	24,760	123,800
内訳	指定管理料	24,750	24,750	24,750	24,750	24,750	123,750
	利用料収入	10	10	10	10	10	50
	支出計	24,760	24,760	24,760	24,760	24,760	123,800

大仏山公園事業計画書の要旨

申請者名	有限会社 太陽緑地
公園管理の方針	県民が広く「自然、スポーツ、憩い、安らぎ、交流、安全」を享受できるように、公園の特性を活かし、平等・公平、安全・安心・快適な利用ができる公園管理を目指します。
適切な管理の確保	都市公園法はもとより、三重県行政手続条例や都市公園条例その他関係する地方自治法、ならびに関連法規を遵守し公平平等な管理運営が出来るよう指定管理者として努めます。
効用の発揮、県民サービスの向上	自主イベントの開催に加え、様々な連携組織や企業への施設利用の誘致及びNPO活動組織のイベント等の誘致を積極的に行います。
管理の効率化	これまでの指定管理者としての経験をフルに生かし、管理の効率化を図ります。
人員及び実施体制について	経験豊かな地元スタッフを中心に、管理運営を効率的に行うための適正な人数の職員を配置します。より良いサービスが行えるように職員研修を行い、常に研鑽して業務に取り組めます。

収支計画書

単位：千円

年度		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	合計
収入計		53,920	53,920	54,140	54,140	54,140	270,260
内訳	指定管理料	47,300	47,300	47,300	47,300	47,300	236,500
	利用料収入	6,620	6,620	6,840	6,840	6,840	33,760
支出計		53,920	53,920	54,140	54,140	54,140	270,260

※ 本様式は、A4判1～2枚程度で作成してください。
 なお、本様式はそのまま県のHP上で公開されます。

熊野灘臨海公園事業計画書の要旨

申請者名	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
公園管理の方針	安全・安心と利用者ファースト（目線と目的）の管理を心がけ、利用者要望による運営改善等にも努める。また集客戦略においては、当社独自また当社グループ、或いは地域と連携のもと、PDCAによる実践を行い、利用者の増進と地域振興の寄与につなげる。特に、当公園は観光誘客目的もあり、官民連携を更に推進し、地域発展などにも努めてゆく。
適切な管理の確保	当公園は、熊野灘を前にした、「青」と「緑」の自然溢れる海洋・海浜型公園となる。また広大な4つのエリアに分かれ、それぞれ利用者や利用用途の違いなどもある。これらを鑑み、安全・安心を全てに優先しながら、植物・清掃・保守・巡視・その他コンプライアンスに基づいた継続的且つ適切な管理を実践してゆく。
効用の発揮、県民サービスの向上	コロナ禍により、野外活動の有効性や必要性が明確となってきた。それらの環境を有する当公園の海・山などの自然環境を更に活かし、自然とのふれあいや育む展開を更に推進し、県民が活力ある余暇や健康志向などで過ごしていただく「場と場面」創りを積極的に、地域や地域行政とも連携し進めてゆく。
管理の効率化	当社の経営指針の「安全・安心は全てに優先する」については、しっかりとして管理を引き続き実践してゆくが、その他の種々管理においては、常々無駄や不経済等を意識し改善などを社内協議し、改善などを実施してゆく。またそれら効率化を実践している他社・他所事例などの情報収集にも努めてゆく。
人員及び実施体制について	人件費効率を念頭に、スタッフにおいてはマルチジョブ(マルチタスク)にて、最低限な常勤スタッフにて管理運営を推進してゆく。繁忙期においては、地元臨時スタッフの採用、専門業務においてはできる限り信頼もできる地元専門業者を活用し、地域経済・活性化に寄与を行う。

収支計画書

単位：千円

年度		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	合計
収入計		61,211	61,211	61,211	61,211	61,211	306,055
内訳	指定管理料	61,201	61,201	61,201	61,201	61,201	306,005
	利用料収入	10	10	10	10	10	50
支出計		61,211	61,211	61,211	61,211	61,211	306,055

(7) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

令和3年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者が管理を行った施設は以下のとおりです。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、令和3年度分の管理状況を報告します。

区分	施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
県営都市公園	県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合連合会	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	サンシャインパーク GM	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島レクリエーション 都市開発株式会社	H30. 4. 1～R5. 3. 31
下水道施設	三重県 流域下水道施設	公益財団法人 三重県下水道公社	H31. 4. 1～R6. 3. 31
県営住宅及び特定公共賃貸住宅	三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	鈴鹿亀山不動産事業 協同組合	H31. 4. 1～R6. 3. 31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 ＜中勢伊賀ブロック＞	伊賀南部不動産事業 協同組合	H31. 4. 1～R6. 3. 31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 ＜南勢ブロック＞	三重県南勢地区管理事業 共同体	H31. 4. 1～R6. 3. 31
	三重県営住宅 ＜東紀州ブロック＞	三重県南勢地区管理事業 共同体	H31. 4. 1～R6. 3. 31

■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価：

- 「A」業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」業務計画を順調に実施している。
- 「C」業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価：

- 「A」当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」当初の目標を達成している。
- 「C」当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

■県の評価の基準

- 「+」指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和3年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園			県営都市公園 鈴鹿青少年の森				
指定管理者の名称	株式会社名阪造園			三重県森林組合連合会				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	235,000人	177,234人	年間公園利用者数	280,000人	160,591人		
評価項目と内容	R2		R3		R2		R3	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	C	+	D	+	D	+	D	+
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中で、指定管理者において、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、公園ホームページ及びSNSを活用した情報発信等を行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、北勢地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況が県内でも顕著だったことから、公園利用者数は目標値の75.4%となった。しかし、集客が困難な状況でも、感染防止対策を徹底しながら、利用者が安全・安心に利用できるような適切な管理業務を行うとともに、公園の利用促進に最大限努めたことから、県としては自己評価よりも高いB相当の評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者には、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、野球場やテニスコートといったスポーツ施設と、自然林や里山保存エリアなどの恵まれた自然をとともに有する当公園の特色を最大限に生かす利用促進策の更なる展開を期待する。 			<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中で、指定管理者において、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、公園ホームページ及び鈴鹿市広報を活用した情報発信を行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年なら多い遠足などの学校利用や鈴鹿青少年センター利用者が少なかったことなどから、公園利用者数は目標値の57.3%となった。しかし、集客が困難な状況でも、感染防止対策を徹底しながら、利用者が安全・安心に利用できるような適切な管理業務を行うとともに、公園の利用促進に最大限努めたことから、県としては自己評価よりも高いB相当の評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者には、今後Park-PFI事業で整備する「ロードサイドエリア」の開業や、戻りつつある学校利用に対応して、利用者の安全確保に向けた適切な維持管理の徹底と、施設を最大限に生かす利用促進策の更なる展開を期待する。 				

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和3年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク				県営都市公園 大仏山公園			
指定管理者の名称	サンシャインパークGM				有限会社太陽緑地			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 			
成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		810,000人	690,474人	年間公園利用者数		215,000人	194,021人
評価項目と内容	R2		R3		R2		R3	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	D	+	C	+	C	+	C	+
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中で、指定管理者において、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、公園ホームページ、観光情報誌及び亀山市広報を活用した情報発信等を行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、高速道路の利用状況が新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準まで戻らず、公園利用者数は目標値の85.2%となった。しかし、感染防止対策を徹底しながら、利用者が安全・安心に利用できるような適切な管理業務を行うとともに、公園の利用促進に最大限努めたことから、県としては自己評価よりも高いB相当の評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者には、ハイウェイオアシスであることや、ボランティア活動など地域とのつながりがあることを生かして、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、高速道路利用者からも、地域住民からも愛される公園をめざした管理運営を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中で、指定管理者において、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、公園ホームページ及びSNSを活用した情報発信等を行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて例年実施しているイベントを中止したことなどから、公園利用者数は目標値の90.2%となった。しかし、感染防止対策を徹底しながら、利用者が安全・安心に利用できるような適切な管理業務を行うとともに、公園の利用促進に最大限努めたことから、県としては自己評価よりも高いB相当と評価した。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者には、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、野球場やテニスコートなどスポーツ施設に加えて、自然散策路などの恵まれた自然をともに有する当公園の特色を最大限に生かした利用促進策の更なる展開を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和3年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園				三重県流域下水道施設			
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				公益財団法人三重県下水道公社			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道の機械設備及び電気設備の運転操作に関する業務 流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 その他の業務 			
主な成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		580,000人	570,835人	目標放流水質(最大値) 【北部浄化センター】	COD	18mg/l	12mg/l
						T-N	14mg/l	11mg/l
評価項目と内容	R2		R3		R2		R3	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		A	
2 施設の利用状況	C	+	B		A		A	
3 成果目標及びその実績	C	+	B		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中で、指定管理者において、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、SNSを活用した情報発信等を行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、公園利用者数が目標値の98.4%となった。これは、感染防止対策を徹底しながら、利用者が安全・安心に利用できるような適切な管理業務を行うとともに、道の駅を中心とした公園の利用促進に努めた結果といえることから、県としても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者には、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、Wifiを整備したオートキャンプ施設やグランピング施設、コテージなどと、隣接する民間宿泊施設の相乗効果を最大限に発揮することで、大都市からのレジャー需要の受け皿としての機能の強化を図り、更なる利用促進につなげることを期待する。また、道の駅を利用する観光客を当公園のその他の地区へ誘導して、公園全体の利用促進を図る方策の展開を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」は、業務計画書に定めた管理業務について、年間を通じ、目標放流水質での運転管理に努め、安定したサービスの提供を行ったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施の上、施設見学者の受入や出前教室など積極的に下水道の普及啓発に取り組んだことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」は、下水処理に係る専門的な知識とノウハウを活かし、放流水質、汚泥含水率の目標を達成でき、コスト削減も目標以上の成果を上げていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施し、安定した維持管理体制の継続に努め、目標放流水質を遵守した良好な放流水質を確保するとともに、引き続き積極的な普及啓発に取り組むことを期待する。 施設の長寿命化等によるライフサイクルコスト低減に向けた効果的な点検や適切な維持管理及び修繕についても期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和3年度分>（概要）

施設の名称	三重県営住宅〈北勢ブロック〉			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅〈中勢伊賀ブロック〉				
指定管理者の名称	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務（県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務（県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.9回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均5.7回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	R2		R3		R2		R3	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	A		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、86.7%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、令和3年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が2.0%であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均3.9回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の89.2%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、90.5%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、令和3年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が1.6%であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均5.7回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の87.7%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和3年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)			三重県営住宅 (東紀州ブロック)				
指定管理者の 名称	三重県南勢地区管理事業共同体			三重県南勢地区管理事業共同体				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務 (県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務 (県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く) ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標 及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.4回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.2回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目 と内容	R2		R3		R2		R3	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の 実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用 状況	B		B		A		A	
3 成果目標及び その実績	A		A		A		A	
県の総括的な 評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、91.6%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、令和3年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が2.8%であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均3.4回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の84.7%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、91.9%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」は、令和3年度の入居率が前年度より1.7%上昇しているため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均3.2回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の87.9%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

(8) 審議会等の審議状況について（令和4年6月3日～令和4年9月14日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和4年7月15日
3 委員	委員長 岡 良浩 副委員長 岡島 賢治 委員 小野寺 一成 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・ 治山事業（東又谷） ・ 林道事業（鶴ガ坂線）
5 調査審議結果	・ 再評価実施事業について、事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和4年8月19日
3 委員	副委員長 岡島 賢治 委員 大野 研 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・ 河川事業（一級河川 木津川） ・ 河川事業（一級河川 五十鈴川） ・ 河川事業（一級河川 桧尻川） ・ 河川事業（一級河川 大内山川）
5 調査審議結果	・ 再評価実施事業について、事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和4年9月9日
3 委員	委員長 岡 良浩 副委員長 岡島 賢治 委員 大野 研 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・河川事業（二級河川 堀切川） ・河川事業（二級河川 前川） ・海岸事業（的矢港海岸（的矢地区）） 公共事業事後評価実施事業 ・海岸事業（長島地区海岸） ・海岸事業（磯津地区海岸）
5 調査審議結果	・再評価実施事業について、事業の継続が了承された。 ・事後評価実施事業について、事業の評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県営都市公園指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和4年7月27日
3 委員	委員長 板谷 明美 委員 大西 研一 他3名
4 諮問事項	選定の方法、審査基準及び配点について (4公園：北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、 大仏山公園、熊野灘臨海公園)
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	令和4年8月2日
3 委員	会長 松本 幸正 委員 仲林 真子 他19名
4 諮問事項	産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (鈴鹿市内 産業廃棄物処理施設)
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	